

令和2年7月3日

◎横山委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎横山委員長 御報告いたします。石井委員から所用のため少しおくれる旨の届け出が
あっております。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであり
ます。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7日火曜日の委員会で協議していただき
たいと思います。

お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませ
んか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けること
にします。

《総務部》

◎横山委員長 最初に総務部について行います。今回の委員会が、今年度初めの定例会と
なりますので、総括説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

それでは、議案について総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各
課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎君塚総務部長 それでは私から総括して説明をします。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明します。お手元の資料のうち、総務部
の青いインデックスのつきました総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ、令和2
年度6月補正予算編成の概要をごらんください。

まず、下の(2)歳出の表の一番下の行、総計(1)+(2)の欄の中ほど、補正額(B)
の欄をごらんください。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の対応を図るためのも
のです。

歳出の内訳といたしまして、(1)経常的経費は196億8,000万円余りとなっており、そ
の他は医療機関や介護施設などが実施する感染拡大防止対策の支援や、罹患リスクに直面
している医療従事者、介護職員などに対する慰労金の給付、特に経営状況が厳しい事業者

に対する雇用の維持に係る経費の支援などの補助費ですとか、引き続き感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するための予備費の増額など196億7,300万円余りとなっております。

また、(2) 投資的経費は、感染症対策のための施設改修に係る支援など、普通建設事業費が2,300万円余りとなっております。

一方で、新型コロナウイルスの対応に係ります財源やマンパワーを確保する観点から、既に中止または延期などが確定しているイベントに関連する事業を一部見直し、予算を減額しております。

これらの歳出を賄う(1) 歳入については、中段の(2) 特定財源が196億5,200万円余りとなっております、内訳としては国庫支出金が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金など196億6,100万円余り。県債は500万円の増、その他は2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の延期に伴う関連イベント中止により負担金が1,300万円余りの減となっております。

(1) 一般財源につきましては5,100万円余りとなっております、内訳としましては財政調整基金の取り崩しが1,400万円余り、その他は県内外の皆様から寄附をいただいた新型コロナウイルス感染症助け合い寄附金の一部3,600万円余りを活用することとしております。以上が補正予算全体の概要です。

次に、総務部関連の議案です。総務部からは第1号議案令和2年度高知県一般会計補正予算の所管分といたしまして、財政課から歳入補正予算と、秘書課、財政課及び情報政策課から歳出補正予算を提出しております。詳細につきましては後ほど担当課長から説明をします。

次に、総務部関連の議案です。資料③高知県議会定例会議案(条例その他)をお願いいたします。

総務部から条例議案として、第2号から第6号までの5件及び第11号から第61号までの51件の計56件を提出しております。議案の詳細につきましては後ほど担当課長から御説明いたします。

次に、報告事項です。今回、報告いたしますのは、人事課から高知県障害者活躍推進計画の策定について、市町村振興課からふるさと納税についての2件です。詳細につきましては後ほど担当課長から説明いたします。

次に、主な審議会の状況といたしまして、総務部が関係する本年3月11日から7月2日までの開催状況につきまして御説明いたします。資料は青色のインデックスで総務部とある報告事項の資料をお願いいたします。この中に、赤色のインデックスで審議会等とあるページです。表題に主な審議会等の状況(総務部3月11日から7月2日)とある資料です。

まず、高知県個人情報保護制度委員会です。今期につきましては、6月3日に開催いた

しまして、個人情報のオンライン結合による提供制限に関する事項等につきまして御審議いただきました。

次の高知県公益認定等審議会です。今期につきましては、4月9日及び5月14日に開催いたしまして、今後の諮問案件についての事前説明等を行いました。

次に、高知県行政不服審査会です。今期につきましては3月18日、4月17日、5月22日及び6月18日に開催いたしまして、諮問案件7件について審議しており、うち5件は答申が決定され、2件は審議を継続することになっております。

次に、高知県職員倫理審査会です。今回は委員各位に持ち回りの審議によって開催することにいたしましたので、6月9日及び11日に各委員に事務局から説明する形で審査会を開催いたしました。審査会では、令和元年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方から特に問題とする意見はございませんでした。関連資料といたしまして、次のページに贈与等報告書の件数等を添付しておりますので、御参照いただければと思います。私からの説明は以上です。

〈秘書課〉

◎横山委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、秘書課の説明を求めます。

◎大原秘書課長 令和2年度の6月補正予算につきまして御説明します。資料②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の6ページをごらんください。

歳出予算額は、補正額の欄にありますように、321万6,000円の減額予算を計上しております。こちらは知事と副知事の給与費である特別職給与です。減額の内訳につきましては、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴うもので、2つの要因がございます。

1点目としましては、令和2年2月議会で成立した、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、知事の給料10%、副知事の給料を3%カットすることによるものです。

2点目としましては、令和2年5月臨時議会で成立した、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年5月の知事の給料を100%、副知事の給料を30%カットしたことによるものです。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で秘書課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いいたします。

〈法務文書課〉

◎横山委員長 次に、法務文書課の説明を求めます。

◎次田法務監兼法務文書課長 法務文書課からは第11号議案から第61号議案です。法務文書課から提案いたしますのは、室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案ほか50議案についてです。議案の内容は、受託の相手方以外は全て同じです。

議案補足説明資料の赤いインデックス、法務文書課のページをごらんください。昨年の12月議会で御報告しました、こうち広域行政推進プロジェクトに関しまして、市町村等の行政不服審査会事務の共同処理を県で実施することについて事務レベルで調整を進めておりましたが、このたび協議が調いましたので、規約を締結するに当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものです。

資料の背景課題にありますとおり、市町村等では行政不服審査の処理件数が少なく、専門性やノウハウの蓄積が進まないこと、また、審査会委員につきましては、弁護士など一定の専門性を持つ方に担っていただく必要がございますけれども、特に郡部におきましては、委員の確保が困難であるという課題がございます。こうした課題に対応するために、県が主体となって共同処理を進めることで、業務の効率化と専門性の蓄積、共有化を図ろうとするものです。お認めいただきますと、参考の上段にある行政不服審査会の事務について、県が受託することになります。

施行日は、令和2年8月1日を予定しており、事務の受託をいたします相手方は、資料の裏面の51団体で市町村のほか、一部事務組合や広域連合も含まれます。

なお、令和3年4月1日付けでさらに8団体から事務の受託を受ける予定で、これにつきましては、令和3年2月議会定例会で提案いたします。以上で説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で法務文書課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いいたします。

〈行政管理課〉

◎横山委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 それでは、第2号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、関係課を代表して御説明します。

議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんください。

まず、1目的につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、県民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に

勤務の特殊性を考慮して、特殊勤務手当の特例を定めようとするものです。

次に、2国の人事院規則の改正内容ですが、ダイヤモンド・プリンセス号等で緊急に行われた措置に関する作業につきまして、1日当たり3,000円、患者等の身体に接触、または患者等に長時間にわたり接して行う作業に当たっては、4,000円の特殊勤務手当を支給するものです。この人事院規則は令和2年3月18日に既に施行され、1月27日に遡及適用されております。

なお、4月21日付けで総務省のほうからも、同様の要件であれば、地方公共団体においても該当し得るという通知も来ているところです。

次に、3条例の主要な改正内容です。本県において新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に行われた措置に係る作業につき、表に記載しておりますとおり業務の内容に応じて新たに特殊勤務手当を支給するものです。

具体的には、表の中の①患者または濃厚接触者を含めその疑いのある者に接して行う作業。例えば右側の福祉保健所から病院への患者等の搬送や福祉保健所職員による検体採取に同席して補助する作業などについては日額3,000円を。

②患者等の身体に接触または患者等に長時間にわたり接して行う作業。例えば福祉保健所職員による患者等の体から直接検体を採取する作業や1時間以上にわたる患者等に接して行う作業などについては日額4,000円を。

③患者等が滞在する宿泊施設において、患者等が使用した物件を処理する作業、または長時間にわたり連絡調整を行う作業。例えば宿泊施設やまももにおいて、患者等のリネン、ごみを処理する作業、1日の勤務時間の全部または大部分にわたり連絡調整を行う作業などは日額3,000円を支給いたします。

また、警察署の留置施設に留置されている者が患者等となれば、軽症者の場合は引き続き留置施設に留置することになることから、患者等の対応に当たる警察職員について同額の手当を支給することといたします。

ここまでは、主に国に準じて措置しているものです。

次に、④患者等から採取した検体を直接取り扱う作業。例えば福祉保健所または衛生環境研究所の職員による患者等から採取した検体の梱包、開封及び検査などは、感染症の特殊性に鑑み、表の下に参考で書いてあります現行290円の感染症防疫作業手当の倍の額となる日額580円を。

⑤新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件、または付着の疑いがある物件を処理する作業、例えば福祉保健所の職員による防護服を処理する作業や検体採取場所等の消毒などは、現行の感染症防疫作業手当と同額の日額290円を支給することといたします。

施行期日ですけれども、この条例は公布の日から施行し、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されている期間、令和2年2月1日から来年1月31日までの間、適

用することといたします。以上で行政管理課の説明を終わります。

◎**横山委員長** 質疑を行います。

◎**吉良委員** ①の業務に従事する可能性のある職員は今、何人、何件ぐらいなのかをそれぞれお願いできますか。

◎**岡本行政管理課長** まず①でありますけれども、これまで検体採取につきましては、福祉保健所のほうで4件やっております。通常は医療機関で採取するんですけども、例えば施設におられた方とか、移動手段がない方については福祉保健所の医師が対応する場合がございます。

それから患者の搬送がこれまでに6件ございます。これにつきましても、通常は医療センターに入院するというものでありましたら、自分で行ってもらうんですけども、移動手段のない方は福祉保健所の職員が対応するといったことがございます。

それから②につきましては、検体採取を直接行う職員ということになりますので、先ほどと同様の件数で4件です。

それから③の宿泊施設における作業ですけれども、宿泊施設やまももにおける勤務につきましては、4月13日から5月20日まで行ったところです。26人が3日作業しておりますので、合計78件です。

次に、④ですけれども、抗体検査につきましては、実質2月17日から始めたと聞いております。その中で、2月17日から5月31日の間が実で言いますと大体95日で、1日当たりで延べ3人ぐらいが対象となるところです。6月分につきましては、精査中です。

それから⑤の防護服の処理につきましては、検体採取時に防護服の処理をしておりますので先ほど申し上げた4件、それから搬送車等の消毒につきましても、先ほど申し上げましたように、患者の搬送が6件ということでした。

◎**吉良委員** それぞれの職員あるいはその所属の長に対して、こういうことを徹底して、その都度確認しながらやっていただきたいと思います。

◎**金岡委員** ③と⑤ですが、要するにリネンとかごみの処理と、防護具の処理等、要するにウイルスが確実にいるところと、いるかもしれないところの差はあると思うんですが、3,000円と290円の差はそれほどあるわけですか。

◎**岡本行政管理課長** まず、③の宿泊施設、例えばやまももにおける作業につきましては、感染症の軽症者の方とかがいわゆる入院、宿泊されているところです。これにつきましては通常の勤務では想定されない、感染者がいる施設の中で、一定の期間作業をするところで一定の高い金額をやっているところです。

⑤の例えば防護服を処理する作業につきましては、病原体の付着するおそれがあるところですけども、患者と具体的に接触することは少ない、あるいは防護服につきましても飛散するおそれも少ないと、一定時間がたっているところがありますので、危険性について

ては一定異なると思っております。

◎**金岡委員** やられる作業は同じだと思いますんで、どちらもウイルスがいる想定の中でやる作業だと思うんで、危険性の度合いが違うからこういう形になっていると思うんですが、そこも、もし蔓延したら、同様の考え方が必要ではないかと思えます。

◎**岡本行政管理課長** やまももの補足です。やまももにおける勤務では、通常の勤務では想定されない業務を通常7時間45分の勤務でそれぞれローテーションで職員にやっていただいたというところがあります。通常の勤務で想定されない勤務をやっていただいたということで、国に準じたところでして、今回は3,000円と措置することにしたところです。

◎**金岡委員** わかりました。

◎**横山委員長** それでは、質疑を終わります。

以上で行政管理課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いいたします。

〈財政課〉

◎**横山委員長** 次に、財政課の説明を求めます。

◎**三橋財政課長** まず、一般会計補正予算について御説明します。資料②議案説明書の7ページをお開きください。

まず、歳入予算についてです。11寄附金について、これは県内外の皆様からお寄せいただいた高知県新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金の一部を歳入予算として計上するため、3,652万8,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、12繰入金について、これは先ほど総務部長から説明いたしました6月補正予算の財源として必要になる一般財源につきまして、財政調整基金の取り崩しで対応するため、1,489万6,000円の増額補正をお願いするものです。

次の8ページをごらんください。歳出につきまして、18予備費の補正です。これは引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止や経済影響対策などに機動的に対応するため、2億5,000万円の増額補正をお願いするものです。これまでの予備費の活用状況につきましては、議案補足説明資料で御説明いたしますので、お手元の議案補足説明資料、赤色インデックス、財政課の1ページをごらんください。

2月議会で追加計上した予備費5億円につきましては、これまで3億6,900万円を活用しています。具体的には感染予防、感染拡大防止に1億1,600万円。情報発信、相談体制の整備に600万円。経済影響対策に2億4,700万円です。財政課の説明は以上です。

◎**横山委員長** 質疑を行います。

◎**吉良委員** この予備費もそうですけれども、全体の2次補正の110億円ぐらいある臨時交付金を使って、一体どれぐらい歳出を見込んでいるのかを知りたいのですが。

総額で最初は一次で53億円、2次で118億円で170億円ぐらいの交付金の使途が明確にわ

かるようなものがあればいいなと思っているんですけども、それがよくわからないんで。

◎三橋財政課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生の臨時交付金ですけども、委員から御指摘ございましたとおり、一次配分で53億円、2次配分で118億円が本県に配分されまして、あわせて約170億円が本県に配分される見込みです。

現在のところ6月補正までに、62億円を活用したところです。今後の活用予定ですけども、県単融資制度の後年度負担が大きくなります。こちら、今までは臨時交付金の基金積み立てが認められていなかったところですけども、我々も政策提言等もいたしましたところ、こちらの後年度の負担につきましても基金化が認められたところですので、こちらにまず活用させていただくというのが一つございます。

今後は新しい生活様式に対応した、さまざまな対策を打っていく必要があると思いますので、こちらに活用して、さらなる経済構造の対応などにも対策してまいりたいと考えております。

◎吉良委員 それで、今回の予備費との関わりですが、例えば感染予防、拡大防止の1億1,600万円は交付金を使ったのか、国直轄事業なのか。交付金がどのようにここに使われているのかを知りたいわけ。要するに交付金が、例えばこの感染予防なんかに使われているのかどうか。経済対策、GO TOなんかもありますけれども、これが使われているのか、国直轄なのか。県のもらった交付金がどれだけ県として、この感染対策に使われているのかを知りたいんです。

◎三橋財政課長 記者発表資料の中では入れているのですが、臨時交付金につきましては感染予防、感染拡大防止に11億円活用してるところです。

感染予防、感染拡大防止につきましては厚労省の包括交付金がございますので、こちらのほうで、おおむねの対策の経費として活用できるものですから、どちらかというところの包括交付金の活用がメインになってこようかと思っております。

◎吉良委員 地方創生臨時交付金は使われていないとおっしゃっているんですか。

◎三橋財政課長 この予備費につきましては、5億円措置させていただいたときは全て一般財源としてやっているところですが、例えば感染予防、感染拡大防止に1億1,600万円活用しておりますけれども、このうち先ほど申し上げた包括交付金とかに充てる経費もございますので、充てられる分につきましては、当然財源として活用いたしますので、財源更正をすることを考えております。

◎吉良委員 いや、私が何でこういうことを言うのかというと、感染症対応の地方創生で来たわけですから、それは後年度負担に備えて基金を積むということ、それもあってしかるべきですけども、62億円しか使っていないわけで、100億円以上がそれに回るとするのは、趣旨からいって、余りよろしくないとは思っているわけ。要するに角を矯めて牛を殺すようなことじゃなくて、今本当に困っている県民の暮らしに直接的に使われるべきだとい

うのが私の思いなわけ。もちろん基金を積むことも必要なことですが、これは後年度負担だから、今困っていることに対して、効率よく使うべきじゃないかと。100億円もまだ残っていることについては、私はこれは考え直すべきだと。もちろんこれは今後使っていくということだけれども、そのことも含めて今までどのように使われてきたのか、総額で62億円と書いているわけですが、この臨時交付金の活用がわかる一覧表なり、事業別にどこにどれだけ使われたのかを県民にも知らせるような資料が欲しいんですけども、部長どうですか。

◎君塚部長 基金のことが議論になりましたけれども、今回臨時交付金で基金に積ませていただける部分というのは、国からも県単独融資の後年度負担の保証料ですとか利子補給、こういったものは施策としては、これまでの議会でお認めいただいて、やることが決定している。その瞬間に利子補給というのは、来年度、再来年度発生するものなので、そこで債務が確定してしまう。その部分については基金を認めますよという方向で国が認めてくれたと。これは我々のほうからもそういう提言をして認められたというところです。既に本県は830億円強の融資枠を設定していますので、その部分で来年度以降、債務負担を打っている部分が100億円を超えてあると。ここに対応する部分を臨時交付金を充てないでおきますと、イコール財調基金の取り崩しということになりますので、その部分については基金を積んで対応させていただこうと考えているところです。

ですから、今年度時点で62億円使っていると申し上げましたけれども、実は我々がやってきている512億円規模の対策という部分につきましては、来年度以降の100億円強の部分も含めて入っている部分でありますので、ここはしっかり基金を積んで対応してやっけないと、来年度以降の本県の財政運営が危なくなってしまう。その上で、もちろん基金に積んで余らせるということがあってはいけませんので、そこは財政当局のほうで、しっかり中身を見まして、今年度必要な事業は行っていく、そういう姿勢は崩しておりません。

今回の本会議での知事からの答弁もありましたけれども、感染対策とか経済影響対策というのは、必要なものはあらゆる財源を使ってでもやっていく。やっていくときに、なるべく国の有利な財源を充てていく、そういうつもりでありますので、今やらないでおいて、来年にとっておこうという発想には立っておりませんので、そこだけは申し上げておきたいと思います。

また、資料の部分につきましては、どういう事業に当たっているかというのを、今回新しく国の2次補正分も来ましたので、そこは整理させていただきたいと思います。

◎吉良委員 基金を積むこと自体、私は否定するんじゃないですけども、余りにそれありきで、この交付金の使い道を考えるというのは、現実から出発した使い方をしていただきたい。

例えば今回も妊婦の4億円なにがしかというのを高知市も始めているわけですから、それは県としても考えていくことが必要だと思うんです。わずか4億円ですよ。それは基金も積まないといけませんよ。しかし、今、具体的にリスクを伴って頑張っている県民に対して臨機応変に支出していくという立場であるべきじゃないかと、私は考えているわけです。

いずれにしても、それは政策的な配分の仕方になりますので、現時点でどのような使い方されているのかを含めて、示していただきたいと改めて要請したいと思います。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で財政課を終わります。

説明者の入れ替わりをお願いします。

〈税務課〉

◎横山委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料により御説明します。議案補足説明資料の赤いインデックスで税務課とあるページをお願いします。

税務課からは、3つの条例改正を提出しております。

まず1番目に、高知県税条例の一部を改正する条例です。地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行おうとするものです。

主な改正内容について御説明します。まず、県たばこ税です。近年急速に販売量が増加しております軽量の葉巻たばこ紙巻きたばこの間に税負担の差が存在することなどから、その課税方式を見直すものです。

内容は、現行では葉巻たばこ1グラムを紙巻きたばこ1本に換算いたします、重量比例課税が適用されておりますが、1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこにつきましては、下の表の一番右側に記載しておりますとおり、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する、本数課税方式へと見直すものです。ただし、激変緩和の観点から、本文の中のイに記載しておりますとおり、令和2年10月から令和3年9月までの1年間につきましては経過措置を講じまして、重量が0.7グラム未満の葉巻たばこにつきましては重量にかかわらず、紙巻きたばこ0.7本とする経過措置を講ずることとしております。この県たばこ税の改正に係る施行日は令和3年10月1日からとなります。

続きまして、延滞金の割合の見直しです。市中金利の実勢を踏まえまして、法人県民税・事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を、表の一番下に記載しておりますとおり、現行では平均貸付割合に1%加えているところ、0.5%を加えるように見直し、延滞金の率を引き下げるものです。

また、国税の改正にあわせて用語を見直し、特例基準割合を延滞金特例基準割合という

表現に変更することとしております。こちらの施行日は令和3年1月1日からとなります。

次に、2番の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例です。現在、地方拠点強化税制といたしまして、東京23区から本社機能を地方に移転した場合や、地方にある本社機能を拡充した場合に、法人事業税や不動産取得税を課税免除、または不均一課税できる優遇措置を講じておりますが、関係いたします総務省令が令和2年3月31日に改正され、この優遇措置の対象となる事業者が申請する、施設整備計画を知事が認定できる期限が令和4年3月31日まで2年間延長されましたことから、あわせて条例も改正しようとするものです。この改正は4月1日にさかのぼって適用することとしております。

続きまして、3番の高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例です。平成31年度の税制改正におきまして、昨年10月1日に国税である特別法人事業税が創設されました。この特別法人事業税につきましては、県税である法人事業税の賦課徴収とあわせて行うものとされており、税に関する証明も県が行うこととなります。令和元年10月1日以後に開始する事業年度の終期が令和2年9月30日以後になるため、この事業年度の納税証明書の発行がこの10月1日から可能となりますことから、納税証明を行う税目に特別法人事業税を加え、その手数料を徴収する規定を設けようとするものです。以上が税務課から提出しております条例改正議案です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 以上で税務課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈市町村振興課〉

◎横山委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎梅森市町村振興課長 それでは、第6号議案高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例、番号条例と言わせていただきますが、この一部を改正する条例議案について、総務部の議案補足説明資料の赤いインデックス市町村振興課の1ページで説明をします。

まず(1)番号法では、マイナンバーの利用範囲を以下の場合に限定をしております。

1つ目は生活保護法による支給事務など、番号法で定める事務、法定利用において利用する場合です。

2つ目は、地方公共団体が条例で定める事務において利用する場合です。条例で定める事務については、平成28年度に19の事務を規定し、その後平成29年度に1事務を追加したことで、現在では20事務を規定しております。

次に（２）マイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報と言いますが、番号法では特定個人情報を提供できる事務を限定しております。

１つ目は先ほど説明した生活保護法のような、いわゆる法定連携の場合です。

もう一つは、個人情報保護委員会規則に基づく届け出が認められた条例事務、いわゆる規則連携の場合です。

今回条例に規定しようとする事務は、こちらの規則連携に該当します。

次に、真ん中の追加事務についてをごらんください。

まず、高知県私立学校授業料減免補助金の交付に関する事務です。この事務は、授業料等の減免措置を実施する学校法人に対し補助金を交付するもので、既にマイナンバーを利用できる事務として定められております。今回の改正はこれまで減免補助の対象が授業料のみとなっておりましたが、令和２年度から補助の対象に施設整備費等が追加されるため、この項の改正を行うものです。

次に、今回新たに条例に追加しようとするのは、高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務です。この事務は県内の私立及び公立の高等学校等の専攻科に在籍する、低所得世帯に属する生徒に対し、教育費の支援を行うものです。

支援には２種類ございまして、①専攻科修学支援金は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の生徒に対し、授業料に係る支援を行うもの。

②専攻科奨学給付金は、生徒が属する世帯が非課税世帯である場合に、授業料以外の教育費に係る支援（教材費、通学用品費、修学旅行費など）を行うものです。

これらの事務では、申請の際に市町村民税の税額等の確認のために課税証明書等の添付を求めています。情報連携を行うことにより、それらを省略することができます。

今回新たに追加するこの事務は、本年２月２８日付けの国の個人情報保護委員会の通知において、情報連携の対象となる事務に追加されたものです。

最後に、条例施行日ですが、情報提供ネットワークシステムの整備が完了し、情報連携が可能となる日である令和３年２月を予定しておりますが、その日と合わせるため、規則で定める日としたいと考えております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 詳しく教えていただきたいんですが、追加事務ということで、令和２年度から減免補助の対象に、新たに施設整備費等が追加されるとのことですけれども、これは具体的にはどういうことなんですか。

◎梅森市町村振興課長 授業料の中には授業料本体に伴うものと、施設整備等に充てる経費とが分けられておりまして、これまで授業料だけでしたけれども、それに加えて施設整備費に対応するものも、今回新たにその分が控除できることになったものです。

◎吉良委員 例えば学校に何かをつくるときに、各生徒、家庭に負担が求められて、その

ときに対象になったと。

◎梅森市町村振興課長 そのとおりです。

◎吉良委員 それから、次の専攻科にかかわる修学支援ですけれども、これが、ことしの2月28日付けの国の個人情報保護委員会の通知において、情報連携の対象となるということなんですけれども、情報連携の対象となる事務というのは、一体どういうものなんですか。どこの情報が連携するんですか。

◎梅森市町村振興課長 マイナンバーを活用しまして、その方の世帯に属する住民税の情報なんかを見に行けることができるということです。

◎吉良委員 現状ではこれがなくても、給付金とか支援金の支払いはできているわけですよ。

◎梅森市町村振興課長 先ほど申しあげましたように、国の法定事務以外のものにつきましては、高知県の考え方としましては条例で定めるものについては、この個人情報保護委員会で認められたもののみを今は追加することとしておりますので、これまではこの事務は認められていなかったということです。

◎吉良委員 新たにそれを入れようと、委員会が決断したその理由は何なんですか。

◎梅森市町村振興課長 やはり証明書を紙で提出することなく、ネットワーク上で見ることができる利便性などもあるというところで、使える情報を限定してネットワーク上で見ることができる定めが今回決まったということです。

◎吉良委員 本人の承諾の有無にかかわらず、申請してきた人のマイナンバーを聞いてやることができるということになるわけですか。

◎梅森市町村振興課長 紙ベースで出すものをオンラインで出すことについて承諾をしている状態です。

◎吉良委員 現状とどう違うのか。今は紙ベースで所得だとか含めて、提出して申請するということですよ。それを本人の承諾の有無にかかわらず、申請した方の所得含めて、事務局のほうで知ることができるということですか。

◎梅森市町村振興課長 この追加をした事務につきましては、本人に紙で書類を求めることなく、オンラインで見ることができる申請を受け付けるという形が可能になったということです。

◎吉良委員 そのことについての申請者の承諾は必要なんですか必要じゃないんですか。

◎梅森市町村振興課長 本人が承諾した上でマイナンバーを書いて申請手続をすることになりますので承諾はしているということになります。

◎君塚総務部長 今、これをやろうとするときには本人が所得証明を添付して申請します。今回、所得証明を添付するかわりに、マイナンバーで照会をしてくださいという手続きをとっていただくことになりますので、要は所得証明を出してきている人の分をわざわざマ

イナンバーとって見たりということではございません。

◎吉良委員 ということは、余り必要性がないのよね。所得証明さえ出せば調べることはない。マイナンバーを使わずに従前どおりの所得証明があれば受け付けるということですね。

◎梅森市町村振興課長 そのことは変わりませんですけれども、この事務を追加することで、所得証明等添付書類が省略できることを関係の課とも協議をしまして、個人情報保護委員会に認められたことで、マイナンバーを利用した情報連携を使うか使わないかも含めて協議して、使うメリットがあるということで新たに追加をしたものです。

◎吉良委員 本人にとってみたら、一生に1回、2回、3回、そんなに利便性があるというわけでもない。はい、わかりました。いずれにしても、従前どおりの申請で修学支援を受けることができるということをもう一度確認してよろしいですか。

◎梅森市町村振興課長 はい、それで結構です。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で市町村振興課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈情報政策課〉

◎横山委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎津田情報政策課長 当課の令和2年度6月補正予算について御説明します。お手元の資料②補正予算説明資料の10ページをお願いします。

県庁職員のテレワーク環境の整備に係るネットワークの構築費用及び、端末等の機器の配備につきまして、969万1,000円の補正をお願いするものです。

内容につきましては、補正予算の補足説明資料で御説明しますので、補足説明資料の赤いインデックスで情報政策課とあるページをお開きください。

この事業では、新型コロナウイルスの次なる流行の波に備えるとともに、ワークライフバランスに資する多様な働き方の実現を図るため、テレワークいわゆる在宅勤務の環境を整備することを目的としています。

今回構築するテレワーク環境は、資料左下にありますように、職員が在宅などで使用するテレワーク用パソコンを配備し、これを職員が自宅に持ち帰ることによって、自宅等で業務を行うことを可能にするものです。

まず、テレワーク対応端末配備につきましては、当初予算で調達するモバイル端末100台と、予備費により、現在整備を行っている600台に加えまして、今回の補正予算で新たに300台を整備し、累計1,000台体制でテレワークを実施できる環境を構築したいと考えております。

また、安定的な接続を可能とするとともに、テレワークをより安全なものとするため、

資料中央のネットワークセキュリティーの強化を行い、通信回線の増強及びファイアウォール等の機器の追加を行います。

資料右下の効果にお示ししておりますように、今回の環境整備により、自宅などからメールソフトや共有フォルダを操作して業務ができるようになります。また、5月に総務省の検討会が示したガイドライン案に準拠し、データ自体は県庁内に保存される仕組みを導入するなど、セキュリティーも確保をしております。

今後、県庁においては新しい生活様式に対応するとともに、多様な働き方にも資するテレワークの実践のため、7月中旬から9月にかけて、高知県庁テレワーク推進期間を設定し、各職員が期間内に原則2回以上のテレワークを実施する取り組みを行う予定です。

なお、6月に入って以降、情報政策課において、県内全ての市町村を個別に訪問いたしまして、市町村長、副市町村長を初めとした幹部職員に、行政サービスデジタル化等に関する、県の取り組み内容や方向性について意見交換をいたしました。その中で、一部の市町村では、テレワーク環境の導入について前向きな反応もあったところです。引き続き市町村との情報共有や支援にも取り組んでいく予定です。情報政策課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で情報政策課を終わります。

以上で総務部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて、総務部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈人事課〉

◎横山委員長 まず、高知県障害者活躍推進計画（知事部局）の策定について、人事課の説明を求めます。

◎藤野人事課長 本年3月に策定いたしました知事部局の高知県障害者活躍推進計画について御説明します。資料は報告事項の中の赤色のインデックスで人事課とある1ページをごらんください。

まず、1の障害者活躍推進計画についてですが、昨年6月に成立しました、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によりまして、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員の職業生活における活躍推進の取り組みを総合的かつ効果的に実施するよう、障害者活躍推進計画を令和2年4月1日までに策定することとされており、そのことに対応して策定をしたものです。

2の計画策定の取り組みについてですが、計画の策定に当たりましては、障害者施策の

関係所属であります、人事課、行政管理課、職員厚生課、管財課、障害福祉課、障害保健支援課の職員と障害のある職員5名を構成員とした検討チームにより、検討を進めてまいりました。

続きまして、3の計画の概要について御説明をします。対象期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

次に、計画の目標としましては、大きく3つあります。

①の採用に関する目標としましては、各年6月1日時点の実雇用率において法定雇用率を上回ることを。

②の定着に関する目標としましては、職場での合理的な配慮が十分でないことによる離職者を生じさせないこと。

③の満足度等に関する目標につきましては、計画初年度、つまり本年度において、職員へのアンケートにより、満足度等の実態に関するデータを収集しまして、目標を設定することにしておりまして、障害のある職員の職場環境への満足度、それから同様に、仕事へのやりがい、この2つについて目標値を設定する予定としております。

次に、この計画に基づく本年度の取り組みを御説明いたします。

まず、(1)の計画策定の職員への周知、ホームページによる公表につきましては、4月の上旬に既に実施をいたしました。

(2)の障害者雇用推進チームの設置につきましては、障害者雇用推進者として任命しております総務部長を中心に、関係課の責任者等を構成員とする障害者雇用推進チームを設置いたしまして、計画の実施状況を把握、点検していく予定としております。

(3)の計画の実施状況につきましては、年1回、ホームページで公表することとしております。

最後に、(4)その他としまして、障害に対する理解の向上に向けた、各階層別の職員研修を継続いたしますとともに、先ほどの計画目標③で説明いたしました目標設定のために、職員へのアンケートを実施して、計画目標の設定を行うことに取り組みます。

このほか、人的サポート体制の役割分担、相談体制、外部機関との連携の整理など、障害者の活躍推進に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを通じまして、他の計画と同様、本計画につきましても、PDCAサイクルを回すことにより、取り組みを総合的かつ効果的に実施・推進してまいりたいと考えております。私からは以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で人事課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈市町村振興課〉

◎横山委員長 次に、ふるさと納税について、市町村振興課の説明を求めます。

◎梅森市町村振興課長 ふるさと納税に関する市町村の状況につきまして御報告します。

ふるさと納税制度の運用の実態を把握するため、毎年6月ごろに総務省による調査があり、本年度においても、県及び県内市町村の令和元年度実績を取りまとめたところです。

ふるさと納税で返礼品を提供するに当たっては、昨年6月の法施行後はいくつか返礼品基準が明文化されております。

まず、返戻割合3割基準ですが、個別の返礼品の調達費用が寄附額の3割以下であることが求められております。総務省の現況調査では、年間の寄附金額に対する調達費用の合計や、寄附金上位10品目の状況などを回答することになっております。今回の調査では年間の総額で見た場合、3割を超える団体が8団体、上位10品目では3割を超える返礼品の提供があったのが1団体あり、これは田野町です。

次に、募集経費5割基準ですが、年間の寄附金額に対して、返礼品の調達費用にポータルサイトの手数料や送料などを加えた募集経費が5割以下であることが求められております。今回の調査では5割を超えるものが11団体ございました。

次に、地場産品基準です。返礼品はその地域で生産されたものや、主要な原材料がその地域でつくられたもの、あるいはその地域で確保されたものであるといった地場産品に限るというものです。今回の調査では1団体あり、これは奈半利町でして、地場産品外の返礼品の取り扱いが認められたところです。

次に、中段の奈半利町のふるさと納税に関する第三者委員会についてです。

第三者委員会は、弁護士や大学教授など5人の委員で構成しており、委員長は高知工科大学の肥前教授が就任されております。現在まで2回の委員会が開催され、奈半利町が総務省に提出した書類の妥当性、法施行後の運用の妥当性及び再発防止策などについて検証が行われてまいりました。次回7月21日に予定されております第3回委員会において、報告書を取りまとめる予定です。

次のページには先ほど申しました、現況調査に係る市町村ごとの状況をつけております。

返戻割合3割及び募集経費5割基準を超えてしまった要因としましては、前年度の寄附額が多く、その返礼品に係る支払いが翌年度になっている場合や、法施行前後の移行期ということもあり、送料などの経費が意図せず大きくなってしまった場合があると認識をしております。

これらの団体につきましては、本年度分からは基準におさまるよう、寄附額の変更や返礼品の見直しなどを助言してまいります。以上で市町村振興課からの報告を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎**金岡委員** 地場産品基準がございますけれども、あかうしは繁殖農家と肥育農家があるわけですが、例えば、繁殖農家のある自治体があかうしの肉を返礼品として出した場合どういう解釈になりますか。

◎**梅森市町村振興課長** その場合も生産がされておれば認められます。

◎**金岡委員** 要するに、そこは牛を取り扱っていれば大丈夫ということですか。

◎**梅森市町村振興課長** はい、そうです。

◎**吉良委員** 7月21日に報告書が出てくるということなんですけれども、この奈半利町の前年度寄附に係る返礼品代金を除くと基準内というのは、これは前年度の寄附を含めて令和元年度の費用の割合が出てくるわけですか。ちょっとそこら辺がよくわからないんですが。

◎**梅森市町村振興課長** この調査は令和元年度分になりますので、寄附額自体は平成30年度に寄附があったものが、返礼品を出すのが令和元年度になった場合がございます。それと平成30年度は大きな額でしたけれども、令和元年度は額が減っておりますので、その関係で寄附のあった年と返礼品を返した年で大きく差が出てくると。ですから、かなりオーバーしているように見えますけれども、そうしたことを組み合わせますと、3割におさまるところです。

◎**吉良委員** それでわかりにくいわけよね。報告というか、調査のあり方自体ちょっと見直さないといかんような気がする。基本的には低額所得者には余り恩恵がなくて、高額所得者に控除額がすごく出てくるし、2015年に2倍になったことが、随分とまた、大きな矛盾を醸し出していますのでね。

その趣旨はどうであれ、いずれにしても、納税者あるいは本来、住民サービスに使われる税金が偏った業者のみの儲けになるとか、そういうことも含めて、もう1回ちょっと根本的な見直しが私は必要だと思います。報告書を受け取った後、県としても一定の見解も出して、国に対しても物申していくことも必要かと思いますが、そのあたり部長どうですか。

◎**君塚総務部長** ふるさと納税制度は、税の仕組みと寄附が組み合わせられているので、非常にわかりにくくなっていると。自治体に対する応援したいとか取り組みを支援したいという意味での寄附は税の世界にあって、それは税額控除される。この仕組み自体は素晴らしいものだと思うんですけども、そこに返礼品がセットでついてきてしまったので、お金持ちほど優遇されるという議論になってしまっている。

そこは制度が始まったときから指摘されていたところで、今回の奈半利町もそうですし、泉佐野市の案件なんかでそれが表面に出てきたということです。最高裁の判決なんかも出ましたので、恐らく今回法律が手当てされて、税の仕組みでいく部分、税と寄附金でいく部分と、それとの返戻品をどう調整するか、バランスをどうするかが今回、法律あるいは

告示なんかで手当てされたということですので、あとはその運用のところをどうバランスをとっていくかということなんだと思っています。

その部分は、恐らく今回総務省も判決を受けて、いろいろあり方をどうするかという議論がなされていくと思いますので、その動向は見ていきたいと思っています。

本県におきましては、やはり各自治体が頑張っただけでPRすれば、その分全国の方から寄附をいただけるということで、自分たちでもPRを頑張ろう、地域活性化を頑張ろうという取り組み自体はいいことだと思っていますので、その部分は我々もいろいろ助言をしてみたいと思っています。

ただ、やはり根っこはどこかの自治体に入るべき税であったということは忘れてはいけない部分でありますので、そのルールとか基準、趣旨をしっかりと守ってもらいたいということはやはり我々、市町村に対して言っていきたいと思っています。

◎武石委員 部長にお聞きしたいんですが、こういう総務省の示すルールを守るのは当然のことだと思います。一方で奈半利町で起こった職員の不正行為、こんなことはあってはいけません。当然のことなんですけれども。

私が知るケースでも奈半利町以外にも、ふるさと納税を担当する職員の奥さんが、納入業者に雇用されていた、あるいは雇用してもらっていたという事例もあります。

非常に危ういところがあるんですね。特にその現象だけを見て、それはいかんことだとは言えませんけれども。

何か職員の地位をうまく使ってという不正の温床は確実にあるんだろうという気がするんですけれども、そのあたり、県から各市町村長にも、しっかりそれを通達して、そういうことが絶対起こってはいけないので、その辺の徹底をするべきじゃないかと思うんですけれども、部長、いかがお感じになりますか。

◎君塚総務部長 かわる職員の不正ということにおきましては、今回いろいろ報道なんかでもあったように、公共事業全般で起こり得る話です。公共事業の発注なんかでも、どうしてもそういうことが時々あり、事件が報道されたりするわけですし、ふるさと納税による寄附金の扱いでも同様のことが起こり得ることが、今回明らかになったということでもあります。これを防ぐ手だては、監査でありますとか情報公開の仕組みが一番有効だと思っていますので、そういう第三者の目も入れて、あるいは自分たちで情報公開を進めていくことで、常に公平性、透明性が保てるように取り組んでいただきたいということを市町村に対して助言してみたいと思います。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で市町村振興課を終わります。

以上で総務部を終わります。

《教育委員会》

◎横山委員長 続いて、教育委員会について行います。

今回の委員会が今年度初めの定例会となりますので、総括説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いします。

(教育長以下幹部職員自己紹介)

◎横山委員長 それでは、議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承をお願いします。

◎伊藤教育長 議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について御報告をします。

県教育委員会での新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応といたしましては、まず臨時休業に伴う学習等のおくれを計画的に取り戻すこと、そして、子供たちへの心のケア、学校等における感染拡大の防止、再度の感染拡大の際に子供たちの学びを絶やさないこと、この4つの柱を軸とした取り組みを行ってまいります。詳細につきましては、後ほど教育政策課長から御説明をします。

それでは、議案につきまして御説明します。6月定例会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和2年度高知県一般会計補正予算の1件です。お手元にお配りしております教育委員会と青いインデックスがついた、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載されました資料の1ページに、令和2年6月補正案件一覧を掲載しております。

補正予算につきましては、教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課におきまして、市町村立学校への校務支援員や放課後等学習支援員の追加配置の支援、県立学校への学習支援員の追加配置、特別支援学校のスクールバスの運行の増便等に係る経費につきまして増額をお願いするものです。

また、教育政策課、高等学校課、保健体育課におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別職の給与カットや、第44回全国高等学校総合文化祭の開催内容の見直し及び、全国高等学校総合体育大会等の中止により不用となる経費の減額などをあわせまして、5,339万9,000円の増額補正をお願いするものです。それぞれの補正内容につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

次に、報告事項です。冒頭に御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の対応についてのほかに、高知県教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、そして非強制徴収債権の放棄についてが2件、公立学校夜間学級、いわゆる夜間中学について、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会の開催内容の変更について、知的障害特別支援学校の狭あい化への対応について、幡多青少年の家警備業務委託に係る指名競争入札における入札手続の誤りについての7件がございます。それぞれの案件につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の本年度の開催予定及び開催状況についてです。審議会等と赤いインデックスがついた資料の1ページをごらんください。

今年度、教育委員会で予定しております審議会等の開催予定を記載しております。開催日の欄の括弧書きの日程につきましては、今後開催を予定する審議会となっております。

なお、本日までに、高知県教科用図書選定審議会と、2ページ一番上の高知県社会教育委員会と、その下の高知県立図書館協議会をそれぞれ開催をしております。

私からの総括説明は以上です。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて、教育委員会の議案の説明に入る前に、教育委員会から新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈教育政策課〉

◎横山委員長 新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について、教育政策課の説明を求めます。

◎菅谷教育政策課長 新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について御報告します。資料は報告事項の中の赤色のインデックス、教育政策課の1ページをごらんください。

さきの5月臨時議会において御報告したとおり、本県では5月25日までに全ての小中高等学校及び特別支援学校が再開しております。昨年度の3月から今年度5月までの合計の臨時休業期間は、学校によって差異はございますが、おおむね25日から40日間となっております。また、今年度分に限った休業日数につきましては、最も長いところで27日間となっております。

各学校においては、今後国の示す学校の新しい生活様式を踏まえながら、感染防止対策に取り組むとともに、臨時休業に伴う学習のおくれや子供たちの心のケアに対応していくこととなります。

また、授業時間の確保のため、夏季休業期間を短縮したり、各行事を精選したりすることによって補う予定という報告を受けているところです。

県教育委員会としましては、このような今後の学校の教育活動を支援するため、4つの観点から取り組みを講じてまいりたいと考えているところです。

まず、資料左上の学びを取り戻すについて御説明します。各学校では当初予定をしておりました授業計画や行事等の計画を変更せざるを得ない状況になっておりますことから、学校経営アドバイザーの学校訪問を通じて、教育課程の見直し等について支援を行っているところです。

また、臨時休業に伴う学習のおくれなどに対応するためには、従来以上に教員が子供と

向き合う時間の確保が重要となります。県教育委員会の研修につきまして、特に集合して行う形式のものは学校を離れなければならない、負担が大きいことから、今年度については、一部を中止したり動画配信に切りかえたりするなどの対応を行うことで、集合研修を約半分まで削減をしたところです。

また、教員の加配については、最終学年の小学6年生と中学3年生において、少人数指導を可能とする教員配置を行うこととし、講師の確保等に努めてまいります。

このほか、放課後等学習支援員と校務支援員の配置拡充については、国の令和2年度2次補正予算を活用して実施していくこととしており、後ほど担当課長より詳細を御説明します。

これらの取り組みを通じ、臨時休業に伴う学習のおくれ等を計画的に取り戻してまいりたいと考えております。

次に、資料右上の子どもたちの心に寄り添うについて御説明いたします。臨時休業に伴う子供たちの心の影響については、一人一人に寄り添ったきめ細かな対応が必要であるとと考えております。まずは現状について早急に把握し分析していくこととしており、現在、学校再開後の出席状況に関する調査を実施しているところです。

また、事務局内に関係課連携会議を設置し、課題を共有した上で、それぞれの所属が責任を持って子供たちの心のケアについて必要な対策を講じてまいります。

また、先般の臨時休業等の影響を踏まえ、厚生労働省から、高卒の採用選考について1カ月延期する旨の通知が発せられたことを受け、就職・進学指導等について、個々の進路希望に応じた対応を図っていくことを各学校にお願いしているところです。

次に、左下の学校等における感染を防ぐについて御説明いたします。今後の学校活動においては、国の示す学校の新しい生活様式を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底すること等の行動変容が重要となってまいります。文部科学省の示すマニュアル等を踏まえた感染防止対策について、各学校で徹底してまいります。

また、県内で感染拡大が確認された場合に、感染防止に向けた対策の段階を引き上げたり、場合によっては臨時休業の措置をとったりせざるを得ない場合もあると考えており、特にこれらの判断はスピードが求められることから、臨時休業措置等に係る県の基準を策定したところであり、この基準に従って対応してまいります。

また、行動の変容に加えまして、感染防止のための物的体制の充実も重要であると考えております。国の補正予算を活用して、換気のためのサーキュレーターの整備や消毒液、マスク等の充実を図るとともに、特別支援学校のスクールバスについて、夏季休業期間の短縮等に伴い増便が必要となることから、国の補正予算を活用して対応したいと考えております。これらの備品の整備等については、補正予算の詳細の中で後ほど御説明します。

最後に、右下の再度の感染拡大に備えるについて御説明いたします。県内では約2カ月

の間、新規の感染者が確認されていない状況が続いており、学校も日常を取り戻しつつありますが、再度の感染拡大のリスクにしっかりと備えておくことが必要であると考えております。

I C Tを活用した遠隔授業等は、臨時休業の際に学校教育活動を継続するために極めて有効な手段であると考えており、さきの休業の際にも、県教委として、動画教材の配信等を行うとともに、一部の学校では同時双方向型の遠隔授業なども行われてきたところです。

こうした取り組みの前提として、I C T環境の充実が必要であることから、国の補正予算と5月の臨時議会でお認めいただいた予算等を活用し、G I G Aスクール構想の加速化を図ります。国の支援対象となっている県立中学校等については、全学年に1人1台端末の整備を進めるとともに、県単独予算で行う高等学校等の整備についても計画を前倒しして、全校に1クラス分以上のタブレットを整備してまいります。

また、国の支援対象となっていない高等学校において、1人1台端末環境の整備のあり方についても、早急に検討が必要であると考えております。学校関係者やP T A関係者等からも意見を伺うための検討会を設置し、本県における整備の方針を協議してまいります。

このほか、遠隔授業の実施に向けたウェブカメラやマイク等の備品の整備に加え、遠隔授業を実施する際の指導方法の研修や優良事例の周知等を通じ、教員の指導力の向上にも取り組んでまいります。

なお、子供たちが自宅でオンライン授業を受ける際には、通信環境等が課題となりますが、先日、県教委が実施したアンケート調査では、県立学校の生徒の約8割の家庭では光回線等が整っている状況にあります。環境の整っていない子供たちについても、モバイルルーターの貸し出しや3密を回避した上での学校での指導などにより対応し、臨時休業時等における学習の継続について、万全の備えをしてまいります。

このほか、今年度からスタートした第2期教育大綱及び第3期教育振興基本計画の知・徳・体の基本目標については、全国学力・学習状況調査の中止等により成果が把握できなくなってしまったものもございですが、例年実施しております県版の学力調査等を活用していくことで、新たに学校の負担とならないように配慮しつつ、P D C Aサイクルを回していきたいと考えております。

まずは、子供たちの学びを平時の状況にまで取り戻すため、県教育委員会と各市町村教育委員会、学校とが一致して取り組んでまいりたいと考えており、現場の実情をしっかりと見きわめながら、教育大綱に掲げる理念や教育基本目標の実現につなげてまいりたいと考えております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 学校における感染を防ぐ。学校の中でというよりも、私どもの地域では、ほぼほぼ感染の要因はないんです。何が要因になるかという、恐らく外部から来る人にな

ります。そうなりますと、一番動いているのが先生なんですね。先生がほぼ全員高知市内から通っていらっしゃる事が一番大きな問題じゃなかろうかと。ですから先生に気を付けてもらわなければならない。

私自身もあっちこっち動き回りますので、地域の中へ感染をもたらす要因の最たるものになるのではと、気になるところです。

先生方のいわゆる、自分が感染しないということへの自覚というか、自分がどういうことをするのかについての注意、あるいは啓発などはやっておられますか。

◎前田保健体育課長 先ほどのことに関しましては、それぞれマニュアルがございまして、各学校の教員につきましても、必ず朝、生徒たちと同じで検温をしております。具合が悪いときに関しましては、それぞれ休むという形で各学校へ通知しておりますので、体調の悪い方については、そういう形で学校に来ないという指導をしておりますので、そういうことで御理解いただけたらと思います。

◎金岡委員 わかりました。そういうことでお願いしたいと思います。

◎三石委員 今課長のほうから、教育委員会そして、各市町村の教育委員会、これは主に、義務教育ですけれども、それと学校が一致協力して対応していくということを最後の締めくくりの言葉で述べられましたけれども、新型コロナウイルスの今後の対応について、現場で頑張っている先生方が今どういう思いでやっているのか。それと保護者、児童・生徒、そういう実態をかつちり把握されていると思うんだけれども、それを義務教育の場合やったら各市町村の教育委員会が十分酌み取って吸い上げてくる。そして、各教育事務所が西、中央、東とありますが、そこが県教委へ吸い上げてくる。そういう連携はすごく大事になってくると思うんですよ。

例えば、学力調査についても、現場がコロナで非常に混乱していて、とてもじゃないけれども、現場の先生方、特に小中学校の先生方は日常に、ふだんの生活にリズムを取り戻すことで精いっぱい。そんな中で、今回は県教委のほうから、そういう調査についてはしないと。まずは、現場を正常に戻すことに専念していただきたいと、通達というか、そういうことをやられたという話も聞きましたけれども、最後に言われた、一致協力してやるのが大事になってくるんですよ。課長が言われたけれども、今までどういうふう実践されてきたんですか。

◎武田小中学校課長 先ほど委員の言われたように、各教育事務所が、新型コロナウイルスの感染が拡大する前はそういうふう現場に入っておりましたけれども、現在は、学校現場が正常に戻ることが一番と考えておまして、学校への訪問も行っていない状況です。

その中で子供たちや教員の状況を知るために、今は学校現場へは行っていないんですけれども、各地教委が聞き取り等をして、小中学校課の管理主事、それから各事務所の所長等が市町村教育委員会を訪問して、子供、教員の状況を確認をしているところです。

このコロナウイルスの休業が明けたときには子供たちは大変、待ちわびておりまして元気であるんですけども、ちょっと疲れているという状況も聞いております。

その中で、子供たちの疲れが広がらないようにということで部活動を縮小したりしながら学校活動の再開に向けて今取り組んでいるところです。

先ほど委員が言われたように、県教委と市町村教育委員会が教育事務所を通じながら、取り組んでまいりたいと考えております。

◎三石委員 課長が最後に言われた、県教委、各市町村の教育委員会、学校現場が協力して事に当たる。これが大事だと思いますので、ぜひ協力して今後の対応についても頑張っていたきたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、今般、こうした各学校現場等からの声も伺いながら先ほど申し上げたように集合研修も削減をいたしました。今後も先ほど小中学校課長から御説明させていただいたとおり、しっかりと現場の声を聞きながら、コロナという困難でありますけれども、委員に御指摘いただきましたように、協力しながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

◎吉良委員 今までに児童生徒が感染したというのは1人でしたか。その状況を。

◎伊藤教育長 小中高等学校の生徒で感染したのは最初の芸西村の小学生の1名だけです。

◎吉良委員 県外の事例ですが、この前に特別支援学校で先生が感染して、でもPCR検査したのは、発熱した人しか検査しなくて、結局、検査しなかったほかの教員がまた感染したということがあったんですね。

だから、これは予防のためにずっとやっているわけですけども、もしそういう事態が起こった場合、さっきも先生が感染するケースが多いとか言っているんですが、今、高知県では発熱していなくても、例えば当該学校の生徒や教職員を検査をするということになっているわけですか。その辺の対応の仕方を教えてください。

◎伊藤教育長 学校で感染者または濃厚接触者が発生した場合、初動体制が非常に大事だと認識しておりまして、5月の下旬だったと思いますけれども、県教委のほうで、各教育委員会、学校に対して濃厚接触者・感染者が発生した時の初動体制の対応マニュアルを策定いたしました。校長が主体となってチームを作成し、子どもたちが学校にいる時間とそうでない時間を分けて、保健所と連絡をしながら、時系列的にすぐに対応できる、それととりあえず1週間の学校休業するんですけども、保健所と連携しながら、こういった方を濃厚接触者に設定して検査を受けさせるか、それでどうやって子供たちを帰すかというマニュアルも4月13日に策定をして既に配付しておりますので、そこら辺については抜けがなく対応ができると考えております。

◎吉良委員 芸西のときのPCR検査はどうだったのか。それから、PCR検査そのものの対応はどうお考えになっているのか、当該学校全員するのか、それはどうなっております

すか。

◎伊藤教育長 芸西のときには厚生省のクラスター班の方々が入られて、保健所とともに、当該児童との接触状況等から濃厚接触者の範囲を決定したということになりますけれども、結果的にはクラスの方全員を検査したと聞いております。

◎吉良委員 今後は、例えばそのクラス、学校で教師なりが感染したときにはPCR検査はどうされますか。

◎伊藤教育長 まず感染者または濃厚接触者が存在するという話は、最終的に保健所を通じて学校に入ってくるようになります。ですから、保健所の方が学校現場に来られて、その前にどの範囲を残してくださいという指示もありますので、その中で聞き取りをしながら、個別に濃厚接触者かどうかという判断をして、そこでPCR検査を受ける受けないということが決まっていくことになっております。

先ほどの芸西の件で言いますと、保護者等の希望をもって結果的には全部やったということになりますが、そこは調査によつての範囲と、そのときの児童であつたり保護者の要望とかの中で範囲が決められていくんだろうと思います。ここは保健所等が中心になって決めていきますので、私どものほうで断定はできませんけれども、過去の例を見るとそういう形になるんだろうと思っています。

◎吉良委員 教育長が最初におっしゃったように、やっぱり初動が一番大切だと思いますので、ほかの県の学校は全員PCR検査して、それで20日間でおさまったという例も出ていますので、ぜひ、その芸西のデータに加えて、学級なり、学校全員が対応していくというような初動の仕方を徹底していただきたいと要請します。

◎弘田委員 芸西の話が出たんで、子供たちの心に寄り添うということで、芸西の小学生1人だったときにすぐにあだ名がついたらしいです。コロナというね。余りにもこれはひどいなと思って、知事にも言って、そういうことのないように、PRしてもらいたいという話をしたんですけれども、子供って結構残酷でして、我々がびっくりするようなことを平気で言うんですよ。ですから、本当に学校現場の先生は大変だと思うんですけれども、そういったことが起こりがちですので、気をつけるように県教委からも、特に小学生がそういうことが多いと思うんですが、各市町村の教育委員会にきちんと伝わるように十分配慮してやってください。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 芸西の事例につきましては、委員おっしゃるように、芸西の当該の学校の子供たちだけではなく、芸西村の皆さんに対しての誹謗中傷がなかなか強かったというところで、それについての関係者会議を当時開いて、そのことについて、県にも要望をいただいています。

また、先ほどおっしゃったように学校のほうでは、やっぱり子供たちにしっかりとしたコロナに対する認識、そして、このコロナ感染症の拡大に向けて、現在、日本全体もそう

なんですけれども、みんなで協力する心。一人一人を大切に作る心。みんなで寄り添って
いく、こういう気持ちを醸成させる、こういうところが非常に重要になってまいります。

そういう意味では学校再開時に、児童・生徒、小学校から高校生までにメッセージという
形で、県のほうから出しまして、そのメッセージを活用してホームルームとか、学級活
動の中でしっかりと今回のコロナに立ち向かうために、仲間づくりということが基本にな
ってきますよ、そういう指導をしっかりとしてくださいということで、メッセージも発出し
ながら取り組みを進めています。取り組み状況を学校再開時に聞きとりますと、校長のほ
うからそのメッセージを昼休みの放送で読み上げて、それをもとに、各学級のほうで話し
合いが進められたという形で、それぞれ誹謗中傷といましようか、そういうところに向
けてしっかりと人権的な配慮の教育をしています。

◎上治副委員長 学校等における感染を防ぐというところで、先ほど委員のほうから先生
の話が出たんですが、これからだんだん夏休みも短くなり、夏の休業の間、暑い時期にも
なる中で、子供たちはすごい熱が上がると思うんです。熱が上がったときに、自宅へ帰せ
ればいいんですけども、なかなか、家族の皆さんも仕事に行かれて、学校で見ないとい
けない。そのときに保健室に行くと思いますが、これから夏場に向かって、コロナの前兆
なのか、あるいは熱中症なのかがなかなか先生方も判断がしにくいと思います。そこで保
健室での感染を防ぐための対応は、十分に指導を受けているものなのか、その辺はどうで
すか。

◎前田保健体育課長 保健室につきましては、まず先ほど言った熱の状態も見ながら、そ
れ以外のけがをしたとかいろいろなことが起こると思いますので、まず熱等がある子供につ
きましては、文科省のほうから示されていますように、教室があいていれば別室での対応
をお願いしております。

また、養護教諭のほうも感染してはいけないので、県立学校につきましては養護教諭へ
の対応として、県教委のほうからフェースシールドを各学校に配付しております。

また、低学年の子供がすぐ帰れないという場合につきましても、文科省の通知で保護者
が来られるまで、別室で待機させるということが示されておりますので、そういったこと
を学校に通知しております。

◎上治副委員長 教室があいていればとかいう話じゃなくて、あいていなかったら、全部
保健室に入れますかということになるんですが、学校での感染を防ぐためには、全部が確
保できているか、できていなかったら、どうやって確保していくかというところはどうな
んですか。

◎前田保健体育課長 そこまでの調査はできておりませんが、養護教諭にいろいろ聞き取
りますと、インフルエンザの時なんかも、そういう形での対応を今までにやっていると聞
いておりますので、各学校で工夫しながら取り組んでいただいております。

◎横山委員長 私からも1点。きのうの一般質問で、今後、コロナの検証で経済と感染防止の取り組みを検証する場を持つという答弁があったと思うんですけども、教育関係においても、取り組みが多岐に渡っていますので、検証する場があって、今後の対策につなげていくことも重要だと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

◎伊藤教育長 教育現場の今回の休業に対する成果というところになりますが、教育現場で言いますと、感染拡大が防止できたかどうかは、やはり医療の視点だと思います。休業したことによって生徒間、また生徒と教員間、またその周辺との感染について、学校の休業がどうだったかということになりますので、そこについては医療の専門家に総合的な判断をいただかないと、なかなか教育委員会のほうでの判断は難しいと質問をお聞きしながら思いましたので、その辺は危機管理部であったり、これから健康政策部とも議論が深まっていくと思いますので、教育委員会として、どういったところをしっかりと検証していくのか、ポイントを絞りながら、検討していきたいと考えております。

◎横山委員長 はい、承知しました。

それでは、質疑を終わります。

以上で教育政策課を終わります。

ここで昼食のため、休憩とします。教育委員会の皆さんの移動の時間もありますので再開は午後1時15分といたします。

(休憩 11時51分～13時15分)

◎今城委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈教育政策課〉

◎横山委員長 続きまして、所管課からの議案の説明を求めます。初めに教育政策課の説明を求めます。

◎菅谷教育政策課長 教育政策課です。令和2年度の6月補正予算につきまして御説明します。資料②議案説明書の70ページ、右側の説明欄にありますように、特別職給与費を35万3,000円減額しようとするものです。

これは教育長の給与費で、令和2年5月臨時議会で可決いただきました知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年5月分の教育長の給与を15%カットしたことによるものです。

また、令和2年2月議会で可決していただいております、同条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年度の1年間、教育長の給与を2%カットすることとしておりますが、こちらに係る減額分につきましても今回あわせて計上しております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で教育政策課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈教職員・福利課〉

◎横山委員長 続きまして、教職員・福利課の説明を求めます。

◎国則教職員・福利課長 教職員福利課です。令和2年度6月補正予算につきまして御説明します。資料②議案説明書(補正予算)の72ページをお願いいたします。

校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の追加配置に要する経費につきまして、増額の補正をお願いするものです。

事業内容につきましては、別にお配りをしております議案説明資料により、御説明しますので、資料の赤いインデックスで教職員・福利課とあるページをお願いします。

まず、校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)ですが、小学校、中学校などにおきまして、教員の業務支援を行うことにより、教員がより児童生徒への指導や、教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として配置を行うものです。

具体的には、教員の専門性を必要としない業務、学習プリントの印刷や配布準備、採点業務の補助などを行っていただくことになっております。

昨年度の配置校の状況を見てみますと、校務支援員を配置したことにより、教員1人当たりの在校等時間の月の平均時間が前年度と比べて約5%削減されたほか、アンケート調査では、教員の6割強が子供に向き合う時間がふえた、また、約8割が多忙化の軽減につながったと回答しております。

なお、今年度は既に11市町の35校に35名を配置し、教員のサポートを行っていただいております。

今回の補正予算に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策により、教員の業務がふえることから、国の第2次補正予算を活用し、校務支援員に学習プリントの印刷などの業務に加え、子供の健康観察の取りまとめや、教室内の換気・消毒作業などの業務をサポートしていただき、教員が子供の学びの保障に注力できるよう環境を整えるため、市町村が実施する追加配置を支援していきたいと考えております。

このため、全ての市町村に要望調査を行いまして、追加配置の要望のあった5市町の32校に33人の配置を行うほか、年度当初には夏季休業中の配置を予定していなかった2市町の5校に、授業日数増加への対応のため、雇用日数をふやすための経費として、合わせて2,415万3,000円の増額補正をお願いするものです。説明は以上です。

◎横山委員長 それでは、質疑を行います。

◎吉良委員 総額はいくらになるんですか。追加が2,415万3,000円ですが。

◎国則教職員・福利課長 当初予算が3,438万6,000円で、今回の補正分が2,415万3,000円です。

◎吉良委員 そうすると、合わせて16市町になるんですね。

◎国則教職員・福利課長 当初予算で配置しているのと同じ市町に配置を行うところがございますので、配置市町としましては、当初分と合わせまして11市町となります。

◎吉良委員 当初と合わせて、市町は変わらなくて、それぞれに増員になるということ。例えば小学校は23人だったのが50人になるわけですか。

◎国則教職員・福利課長 はい、そうです。

◎吉良委員 それで、11市町ということなんですけれども、もともと中山間地域が多いし、小規模校が多いからかなと思います。この方々の確保はできるのかどうか。確保してもらわなければいけないわけなんですけれども。

それと、どういう要件をこの方々に求めているのか、教員の免許だとか含めて、どういう資格要件を想定しているのかということも含めてお願いします。

◎国則教職員・福利課長 この校務支援員を配置している学校につきましては、比較的大規模の学校に配置しておりまして、今回の配置に当たりましては教員の免許や資格が求められておるわけではございません。この資料にもございますように、市町村が公募等の方法により採用を行っております。校務支援員の確保につきましては、公募等の方法により確保できていると聞いております。

◎金岡委員 配置なんですけど、11市町にしたということはどういうことで11市町になったんでしょうか。

◎国則教職員・福利課長 配置に当たりましては、事業の要望調査を行いまして、それに基づき、配置の要望があったところのうち、規模の大きいところとか必要性とかを見ながら当初予算についてはやっています。今回の補正予算につきましては、要望のあったところ全てに対して、配置を行うよう、補正予算を要求しているところです。

◎金岡委員 ということは、当初は希望のあったところに配置をしたということで、希望のあった、なかったの理由はわかるんですか。

◎国則教職員・福利課長 市町村の教育委員会に要望調査を行っておりまして、市町村のほうで、学校の状況とかを判断されて必要性を認めて要望が県教委のほうにございます。市町村教育委員会と要望内容について調整をした上で、決定をしているところです。

◎金岡委員 要望に応えたということで、要望のなかったところはそういう必要性がなかったという解釈ですね。

◎三石委員 この方々の勤務時間はどうなっているんでしょうか。

◎国則教職員・福利課長 標準的なところでは、1日6時間の5日間というところがございますが、それぞれ市町村によりまして配置する時間だとか日にちというものは、調整をし

て配置をされております。

◎三石委員 日数は市町村によって違うわけですか。

◎国則教職員・福利課長 配置する日数、それから1日当たりの時間は各学校ごとに違います。

◎三石委員 例えばどう違いますか、例を挙げて説明してくれますか。

◎国則教職員・福利課長 例でいいますと、1日当たり6時間で月曜日から金曜日までフルに5日間という方もいらっしゃいますし、中には1日が6時間で週3日という方もいらっしゃいます。

◎三石委員 家庭学習とか家庭の連絡資料の準備とか印刷とか、換気や消毒とかいろいろ書かれているけれども、これは各市町村その学校によって、どういう形で仕事をしていただくかは十分練られているとは思いますが、なんか外から入ってきて、こういう職員の一員としてやって学校が回るのか、そのあたりを心配するんですよね。

人は来てくれたけれども、例えば家庭学習の連絡資料準備とかそんなことができるんだろうかって思うし、換気をすると言ったって、やっぱり担当が主になってやるようなことが、外から入ってうまいこと学級運営できるのかな。よっぽどその学校で先生方が打ち合わせして、こういう形でやるということを徹底してやらないと、子供も保護者も戸惑うところがたくさん出てくるんじゃないかと心配するんですが、市町村によってばらつきがないんですか。

◎国則教職員・福利課長 校務支援員を配置しているところにつきましては、各教員がこういった業務をやってほしいと、多くのところは教頭先生が要望内容を取りまとめて、その内容を校務支援員のほうに作業を依頼というか指示をしています。

校務支援員の方も、保護者の方とか、教員のOBの方とかもいらっしゃいまして、学校の実情がわかっている方もいらっしゃいますし、そういう方でなければ、教頭先生が業務内容の依頼のときに業務内容を説明した上でやっておると聞いております。

◎三石委員 そちらあたりを学校で校務分掌なんかをきちっとした上でやらないと、わけのわからないことになることが心配されるので、各学校で打ち合わせ等をした上でやっていくことが必要だと思う。そういうことはもちろん県のほうからも、各市町村の教育委員会に対してお願いしているんですね。

◎国則教職員・福利課長 委員の御指摘を踏まえまして、その辺をさらに徹底をしてまいりたいと思います。

◎吉良委員 最初文科省のほうの案は、補助率が3分の1ですけれども、ここを見ると国が5分の1となっていますが、これは最初の案と違ってきたんですか。

◎国則教職員・福利課長 こちらのほうが県と市の部分を合わせて3分の2ということになっておりますので、国が3分の1で、県と市町村合わせて3分の2ということなんです。

◎吉良委員 国が5分の1で、県が5分の2って資料にあります。

◎国則教職員・福利課長 県と市町村の負担分に対しての3分の1ということで、市町村の負担の分に対してということになります。

◎吉良委員 補助率が3分の1って書いているのよね。3分の1と国の補助率はありますが、資料は国が5分の1とお書きになっていますよね。そこを聞いているんですが。

◎国則教職員・福利課長 全体の事業費の中で国が3分の1、それから県と市町村で3分の2ということになります。

◎吉良委員 だから3分の1がなんで5分の1なのかって聞いているんです。

◎国則教職員・福利課長 説明がわかりにくくて申し訳ありません。国が5分の1、県が5分の2で、足すと5分の3で、その3分の1である5分の1が国の分となっています。

◎吉良委員 はい、わかりました。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で教職員・福利課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈小中学校課〉

◎横山委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎武田小中学校課長 小中学校課が提出する6月補正案件について説明いたします。議案説明資料の6月補正案件一覧表では、上から3つ目の放課後等における学習支援事業になります。詳しい内容につきましては、赤のインデックスの小中学校課のページをお開きください。

この事業は、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立などに課題を抱える児童生徒に対して、授業でのTT指導や、放課後等の個別指導などのきめ細かな学習指導が行えるように、小中学校課における放課後等の学習支援員の配置に対して、市町村への支援を行うものです。

今年度の当初予算では32市町村において、451人の学習支援員の配置が計画されておりました。

このたび、国の第2次補正予算に対応いたしまして、臨時休業中の学習のおくれや未指導分の補習など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動において、児童生徒の学びを保障するため、この事業をさらに拡充して活用することといたしました。

授業中はもとより、放課後や長期休業中に児童生徒一人一人の学習定着度に応じた、きめ細やかな指導を行うことができる学習支援員を追加配置する市町村を支援することによりまして、新型コロナウイルス感染症の影響での休業によって生じている学習のおくれを取り戻し、全ての子供たちにしっかりと基礎学力を定着させるように努めていきたいと考えています。

今回は配置拡充を希望する8市町村で、延べ84人の放課後等学習支援員の人件費等について計上いたしました。以上で小中学校課の説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 これはこれでしっかり配置していただきたいんですけども、当然この方々は免許が必須なのではないかと思うんですけども、それはいかがですか。

◎武田小中学校課長 教員免許は必須ではございません。ただ、放課後等における学習支援事業ですので、大学生を放課後等の加力学習に活用したり、また免許を持っている教員には普通の授業のTTとかT3とかいう授業で活用したりする場合もございます。

◎吉良委員 三石委員もおっしゃったように、かえって手がかかるとなると大変なんで、そういうことがないように徹底をしてもらいたい。

これはこれでありますけれども、肝心の本体の教員加配は文科省のほうは3,100人ということで予算計上しているわけですが、これについて県教委のほうは取ってくるようなことはしていなかったんですか。

◎武田小中学校課長 今現在、小学校6年生と中学3年生の36人以上の学級を有する学校を対象としまして、小学校14校、中学校7校あるんですけども、その21校のうち、教員を活用して今現在4名を配置しているところです。その中で、また配置できていないところにつきましては、退職教員等を掘り起こしながら市町村と話ししながら、できるだけ早くに配置をしていきたいと考えております。その上で、文部科学省とも相談しながら、また考えております。

◎吉良委員 これ文科省はどうなっているんですか、早い者勝ちみたいになっているのですか。

◎武田小中学校課長 早い者勝ちというか、初めの3,100人の中で、県のほうに配置を希望する市町村を求めまして。ただ、どこの県も今教員が不足しておりますので、その不足しておる中で、どれだけ配置できるかと今話をしているところです。

◎吉良委員 今度5年生も35人に頑張ってもらった。35人以上のクラス、学級数をもとにして、それを加配でちょっと人数を減らしていこうということですね。

小学校6年生で14校、中学校3年生で7校ですね。今現在は4名配置ということでこれからふやしていくと。わかりました。頑張ってください。

◎横山委員長 すいません。さっき説明するときに、資料②の69ページの総括表の3段目のことを補足しますという、説明をしていただきたいと付言させていただきます。先ほどの課もそうですけれども、丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を終わります。

以上で小中学校課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈高等学校課〉

◎横山委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 高等学校課の6月補正予算について御説明をいたします。資料②令和2年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の75ページをお開きください。

科目欄の上から3つ目の12教育費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、教室等の環境整備などを実施するため、学校保健特別対策事業費補助金などを計上しまして、4,773万6,000円の増額をお願いするものです。

次の76ページをごらんください。6月補正予算の歳出についてです。科目欄の上から3つ目の2高等学校費については、新型コロナウイルス感染症対策として、教室等の環境整備などを実施するための増額や全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金の減額など、合計で2,549万円の減額をお願いするものです。

環境整備の内容につきましては、別の資料にて御説明をいたします。お手元にお配りしております、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載された資料の1ページ、令和2年6月補正予算案件一覧の表をごらんください。

高等学校課が6月補正予算につきましては、ナンバー4、5、6に記載しております3つの事業に係るものです。

1つ目は、ナンバー4の管理指導諸費9,415万4,000円の増額補正についてです。学校再開に伴いまして、学校の感染症対策等を徹底しながら、子供の学習保障をするため、教室や体育館の換気を効率よく行うためのサーキュレーターの設置のほか、感染拡大が懸念される場合には、教室を分散して授業が実施できるよう、プロジェクターなどの機器の整備を行うものです。

2つ目は、ナンバー5の高校教育推進費（放課後等学習支援事業費補助金、事務費）197万9,000円の増額補正についてです。学校再開に伴う子供の学びを保障するため、休業期間の短縮等により授業時間数を確保するとともに、個々の生徒に対するきめ細やかな指導をさらに充実させるため、学習支援を追加で配置するものです。

最後に3つ目は、ナンバー6の高校教育推進費（全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金）についてです。第44回全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金について、1億2,162万3,000円の減額補正を計上しております。これは5月12日に公益社団法人全国高等学校文化連盟が、第44回全国高等学校総合文化祭について、通常開催でなくウェブ上での開催とすることを決定し発表されたことにより、開催ができなくなりましたパレード、国際交流事業及び部門大会の一部開催経費を減額するものです。高等学校課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈特別支援教育課〉

◎横山委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課 特別支援教育課の6月補正予算について御説明いたしますので、資料②令和2年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の77ページをごらんください。6月補正予算の歳入についてです。科目欄の上から3つ目の12教育費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、教室等の環境整備などを実施するため、学校保健特別対策事業費補助金を計上し、1,997万5,000円の増額をお願いするものです。

次の78ページは6月補正予算の歳出についてです。科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費についてです。新型コロナウイルス感染症対策として、教室等の環境整備や夏季休業期間短縮に伴うスクールバス運行に係る委託料の増額など、合計3,995万円の増額をお願いするものです。詳細につきましては、別の資料にて御説明いたしますので、お手元にお配りしております、表紙に総務委員会資料議案説明資料と記載された資料の1ページにある表をごらんください。

特別支援教育課の6月補正予算につきましては、ナンバー7、8に記載しております2つの事業に係るものです。

1つ目は、ナンバー7の学校運営費（消耗品の購入）3,320万6,000円の増額補正についてです。学校再開に伴いまして、学校の感染症対策等を徹底しながら、子供の学習環境を保障するため、教室等の換気のためのサーキュレーターの設定のほか、飛沫感染等を防止するためのフェースシールド、アクリル板等の整備を行うものです。

2つ目は、ナンバー8の学校運営費（スクールバス運行委託料）674万4,000円の増額補正についてです。授業時間数を確保するため、1学期につきましては7月31日まで、2学期につきましては8月27日から開始となることに伴いまして、稼業日となる11日間について通学手段を確保するため、スクールバスの増便を実施するものです。特別支援教育課からの説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

（なし）

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈保健体育課〉

◎横山委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 それでは保健体育課の補正予算について説明します。資料番号②高

知県議会定例会議案説明書（補正予算）の79ページをごらんください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、運動部活動の四国大会、全国大会等の各ブロック大会の中止及び一部競技の中止が決定したことによる、教員の引率旅費及び救護役員である養護教諭の旅費の減額によるものです。保健体育課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で保健体育課の質疑を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて請願の前に、教育委員会から公立中学校夜間学級（夜間中学）について報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

それでは、公立中学校夜間学級（夜間中学）について、高等学校課の説明を求めます。

〈高等学校課〉

◎濱川高等学校課長 報告事項の夜間中学校につきまして御説明します。お手元の資料、報告事項の中の赤色インデックス高等学校課の5ページをお開きください。

現在、教育委員会で開設準備を進めております、県立中学校夜間学級についてですけれども、2月議会におきまして、設置場所は現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用することを報告をいたしました。

今回は、設置形態や教育課程等についての案を御報告します。

まず、1の設置の検討に至った経緯についてですけれども、今まで御報告いたしましたように、昨年度の公立中学校夜間学級設置準備委員会では、県立でできるだけ早期に設置する。設置地域は高知市及びその周辺との意見が出されました。

次に、2の設置についてですが、県立高知南中学校の分教室として、令和3年4月に開設したいと考えております。分教室とは、新たな学級を既存の学校の本校舎とは別の場所に設置し運営していく形態です。現時点でなかなか入学希望者の実数や、年度による偏りが想定できない状況にある中において、分教室は学級の増減に対応しやすく、本県の夜間中学の運営にも適していると考えております。

また、県立高知南中学校の分教室とするのは、まず、交通の利便性がよく、約4キロ程度で、校長含め職員等が行き来しやすいこと。

また、高知南中学校は令和3年度から統合に向けて生徒募集が停止され、学級数の減少が年々進みますが、夜間中学を設置することで、学校全体の学級数が一定維持されますの

で、教員数を維持することができ、よりよい教育環境を生徒へ提供できること。

また、備品、教材を有効に活用することで、初期経費が抑えられることなどから、高知県立高知南中学校の分教室としました。

高知市内の県立中学校は、高知南と高知国際の2校がございませけれども、先ほど御説明いたしました理由によりまして、高知南中学校の分教室とするほうが利便性が高いと総合的に判断をいたしております。

次に、3の開設する夜間学級の概要についてですけれども、まず、入学要件につきましては、学齢経過者で、義務教育を未修了の方、学び直しを希望する方、在留資格のある外国籍の方としたいと考えております。

入学時期は、年度当初としたいと思っております。そして、初年度の募集人数は、本年度は40名程度と考えております。

また、修業年限は通常の中学校と同様の原則3年としますけれども、入学される生徒の修学状況や学習ニーズは多様であると思っておりますので、生徒の事情によって柔軟に対応していきたいと考えております。

教育課程につきましては、さまざまな学習ニーズに対応するため、学校教育法施行規則の規定による特別の教育課程を編成したいと思っております。

続きまして6ページをお開きください。まず左側に夜間中学校の日課表、右側中ほどに時間割表、下側には教科別の授業時数、それぞれの現在検討中の案を示させていただきました。1日に4コマ、40分授業を実施するなどし、年間授業時間数は700時間とし、通常の中学校よりも300時間程度少なくなります。

また、中学校の全ての教科等を学習できるように、中学校の教員免許を持った教員が授業を行ってまいります。小学校の学習内容も必要に応じて見直し、外国籍の生徒には、学習の理解を支援するために日本語の支援も考えております。

5ページに戻っていただいて、右下の給食等についてですけれども、弁当等を各自持参としたいと考えております。また、希望者には軽食等の注文を取り手配するなどの対応をしたいと考えております。学校給食は主に学齢期の児童・生徒の心身の健全な発達に資するものですが、夜間授業では年齢や国籍、宗教、健康状態などが多様な生徒が入学してくることが予想されます。このような生徒に対しまして、一律の給食を提供することは課題が多く、令和3年4月の学級設置時に学校給食は実施しない方向で考えております。来年度以降の給食の実施については、入学者の状況等を確認し、引き続き検討いたします。

最後に右上の4、今後のスケジュールとしましては、生徒募集要項等の作成や広報活動を進め、9月から学校説明会を開催し、10月から市町村教育委員会も窓口として、生徒募集を始め、さらに11月に入学希望者との面談を行い、年内には入学者数の把握をしたいと考えております。そして年明けには県教委と入学希望者がいる市町村教育委員会との協議

の場を設けたいと考えております。

本来、夜間中学は義務教育であり、市町村教育委員会が実施すべきものですが、現段階で県内市町村教育委員会において実施の意向がないことから、需要が多いと思われる高知市において、県教育委員会が県立で1校開設します。各市町村における、入学希望者の掘り起こしが進めば、それぞれの市町村において、主体的に夜間中学の整備をしていくべきと考えていますし、それに向けて、県教委のノウハウなどはしっかりとお伝えしていくこととしております。これらの内容により、6月の本議会の御意見を踏まえ、7月定例教育委員会で夜間中学の設置について協議をする予定としております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎西森委員 このような案が出てくるということ自体、信じられない思いでありますし、また、さまざまな思いを持って入学をしようとしている方に対して、配慮がないとしか言いようがありません。

いくつか確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回、分教室での設置という案ですが、なぜ独立した中学校ではないのか、まずはこの点を御説明いただけますか。

◎濱川高等学校課長 なぜ分教室かということですがけれども、学校の設置につきましては本校、分校、それから分教室という設置形態がございます。

その中で、先ほど説明もいたしましたけれども、夜間中学の場合には、入学する生徒の数が不確実な部分もございます。そういった生徒に対応する、しかし、一方で早期に学びの場を提供する必要があるとも考えておりますので、柔軟で早期に設置のできる分教室という形態を今回とらせていただいております。

◎西森委員 独立した学校であれば柔軟に対応ができないという捉え方でいいということですか。

◎濱川高等学校課長 入学者が不確実な部分がございますので、そこに対して柔軟に対応するというところで分教室という形態を選んでいきます。

◎西森委員 本校であったならば柔軟な対応がとれないということですね。そういうことであれば。

◎濱川高等学校課長 先ほど申しましたように設置形態には本校、それから分校という形態もございます。その場合には、当然、生徒の入ってくる数が一定数決まっていないと、なかなかそれを設置するということころまでは、期間的あるいは財政的にも厳しいものがあるかと思っておりますので、今回はそういった形で分教室を選択しております。

◎西森委員 時間もかかるということですがけれども、本校であったら条例の整備だとかそういうことも必要になるのかなと思っておりますが、例えば条例整備をした場合どれくらい時間がかかるのか。

◎濱川高等学校課長 条例改正、設置条例を改正する必要がございますので、そういった

条例改正につきましては、それほど長期間、何年もということはないと思います。

◎西森委員 どれくらい時間がかかるんですか。

◎伊藤教育長 条例をもし整備するのであれば、来年の4月のスタートであれば、今議会に条例を提案をしてお認めいただいてという、スケジュール的にはそういう時間が必要になってまいります。

先ほど課長が御説明していますが、分校または本校ということになり、一定の学校の形ができますと、その教員の定数が一定決まってきました、一つの学校の規模というものが出てまいります。

私ども今回、この夜間中学を検討するのに一番困ったのは、入学者数がかめれないということです。いろんなアンケート調査もやりましたし、それから昨年度1年間ずっと18カ所で体験学校なんかもやりましたけれども、外国人の方も含めて、初年度はひよっとしたら二、三十人いらっしゃるかもしれないけれども、翌年一気に数が1名とか2名とか、非常に少なくなるとか、その翌々年にももっと少なくなるかもしれない、そういった入学希望者の数が全く読めないところは非常に辛いところです。

それと、今まで全国で30いくつか公立の夜間中がありますけれども、県立は私どもが初めてということもありまして、円滑な運営、急激な生徒入学者数の変動に対して、どう円滑に対応していくかが、私どもとしては非常に大きな課題でした。

そんな中で、これまで、夜間中学で分教室対応されたところはないんですけれども、高知県としまして、読めない入学者数の増減にうまく対応していくには、分教室という形の中で、本校の教員なんかもうまく活用しながらやっていく方向が、今の高知県の不安定な状況の中では確実にやっていけるんじゃないかといったようなことで、分教室対応が今、私どもとしてはベストじゃないかと御提案をさせていただきました。

◎西森委員 分校と分教室の違いというのは何ですか定義で。分校はこういうもの、分教室とはこういうものという定義を教えてください。

◎濱川高等学校課長 分校は当然本校に属する学校でして、教員構成でいいますと、管理職、それから教員、それから事務職員、そういった職員が配置されます。生徒達にとりましては学年があってホームがあるという形かと思っております。

一方、分教室についてですが、分教室は既存の現在ある学年に教室を一つ追加をするというイメージで捉えております。

◎西森委員 それはイメージですが、定義は何ですか。分校と分教室の違いのこれ一番大事な基本的なことですかね。

◎濱川高等学校課長 定義については法的なことを、すぐというのは難しゅうございますので。

◎西森委員 けどそれは一番大事なことでしょう。分教室にするということを書いてい

るわけですから、ここが一番基本的なところですよ。定義として分教室ってどんなものなのか。分校とはどんなものなのか。

◎濱川高等学校課長 正確に発言をしたいと思いますので、後ほどということによろしいでしょうか。

◎西森委員 もうそこが基本的な姿勢としてどうなんだろうと思いますね。文科省なんかはどう解釈をしているんですか、分校、分教室のとらえ方。

◎伊藤教育長 法律の逐一正しい言葉では今、発言できませんけれども、分教室はあくまでも本校にある教室の中の一つの教室が別の場所にあるという定義になります。

分校の場合は、本校を主体としながら、分校という一つの学校単位の、建物が別でそこに先ほど言いました管理職であるとか、養護教員であるとか、一つの学校の運営組織が、校長は兼務でありますけれども、管理職含めて、学校の一つの組織を別につくるということになりますので、一つの分校学校をつくりますと、例えばその学校単位としては、本校と別に、独立した一定の性格を持って、運営がされていく形になります。

分教室のほうは、先ほど言った本校の中の一つの教室が一つだけ別の場所に行ったという形になりますので、そこは法的な正確な定義ではないですが、そういう取り扱いになります。

◎西森委員 分校は一つの独立した学校。分教室は本校舎の一部。

◎伊藤教育長 一つの教室が別の場所にある。

◎西森委員 そうなると、江の口養護学校は南中学校の一部になるということでもいいんですか。

◎伊藤教育長 はい、そういうことになります。

◎西森委員 そうなってくると江の口養護学校の今後のいろんな活用ということが出てきた場合に、どういった整理がされていくのか。そこはまだ出てきていないですから何とも言いようがないですけれども、今後出てきた場合にどういった整理がされていくのか、それは出てきたときにまた説明をしてもらえればと思います。

あと、今回分教室でやると、さらに南中学校の分教室にするということも先日の一般質問で教育長のほうから答弁があったところですが、その理由として、先ほど課長も言われました、職員の移動が短時間であると。国際と南では距離や時間はどれくらい違うんですか。

◎濱川高等学校課長 先ほども説明させていただきましたが、南から大体4キロ間程度で江の口特別支援学校に行けると。国際であれば、プラス3キロぐらいと考えております。

◎西森委員 短時間というのも私ちょっと調べたら南の場合4キロで8分ぐらいで行くけれども、国際の場合は6キロで大体13分ぐらい。教職員の移動が短時間ということを考えたら、南も国際も短時間で移動できるということになってくると思いますよ。

あと施設や備品、教材等の共有が容易になるということですが、国際だった場合は容易にならないということですか。

◎濱川高等学校課長 先ほど御説明をいたしましたけれども、南中学校は今後生徒募集が停止されるため、教材使用の頻度が少し下がってくると考えております。

そういった中で、夜間中学校が分教室になることによって、そういう教材のやりとりが可能になるんじゃないかと考えております。

◎西森委員 国際だったらできないということですか。南はそういうふうにはできるとして、国際だってやろうと思えばできるんじゃないですか。

◎濱川高等学校課長 委員のおっしゃるとおり、教材の共有はできると思いますけれども、国際はこれからもずっと3学年そろろうということもありまして、使用の頻度と比べたときにということですか。

◎西森委員 そういった備品のことなんていうのは、南で使っていたのは、恐らく最終的には国際と一緒にするわけですから、南で使っていたのを国際に持ってきて国際からそのまま持っていったらいいわけですので、そんなのは全然理由にならないと思います。

あと教育長の答弁でも、双方の生徒の異年齢交流が可能になるとありましたが、国際ではならないんですか。そういうことで南に設置を決めたということですが、双方の生徒の異年齢交流が、国際では可能にならないということですか。

◎伊藤教育長 そういうわけではございません。交通の便のことも絡んできますけれども、南と高知江の口特支の間は土佐電鉄1本でつながりますので、生徒の移動についても非常に便利だと。

先ほど4キロ、6キロという話も出ましたが、西からですと市内を通ってきます。南から行きますと江の口の場合だと自家用車で15分ぐらい。それで西からだと30分ぐらいという距離の違いはありますので、何より交流の場合でいうと、生徒が移動するに当たっては、そういった1本で移動のできる利便性は南のほうにあるとは思っておりますが、国際ができないということではないです。

◎西森委員 異年齢の交流、国際ができないことではない。まして国際は夜間中学ができたら、外国人の方なんかも入ってこられる。そういうことを考えると、外国人の方との異文化交流もできていくんじゃないかと思えます。

あと、先ほども課長が言われていましたけれども、市町村による主体的な夜間中学の整備を促していきたいということですが、これはどういうことなんですか。

◎伊藤教育長 これまでこの夜間中学を議論するに当たって、基本的に義務教育ですので整備するのは市町村教育委員会でやっていただきたいと。

既にある夜間中学についても市町村立のものばかりですので、それをお願いしたいというのがございます。

そんな中で、現在、高知県内の市町村において夜間中学をやろうというところがございませんので、今回一定早く、そういった学び直しの場所をつくるべきだという中で県立でつくるようにいたしました。

今後、県のほうで夜間中学ができて、それぞれの地域において夜間中学で学びたいという方々の掘り起こしができて、一定の人数がそろってくるのであれば、それは市町村において、それぞれの学校で地元の中学校を活用して夜間中学をしていただきたい。

今はとりあえず高知市内にということになりますけども、将来において、西部、東部に県立でやっていくのかというと、それはなかなか難しいと思っておりますので、市町村にそこら辺はお願いしたい。そういった形で促していきたいと考えております。

◎西森委員　さまざまな利便性だとかという話もありましたけれども、私が聞く限りにおいては、それは教職員の皆さんの利便性、都合と感じます。

私は平成29年の6月議会でこの夜間中学のことについて、当時の田村教育長に質問いたしました。

そのときに、当時の教育長は「夜間中学は戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から、就労等を余儀なくされた生徒に対して、夜間に義務教育の機会を提供するために、附設されたものですが、近年外国籍の生徒や不登校などの事情があった方なども受け入れ可能となり、その需要が高まっている実態にあります」と、「夜間中学を設置することは、不登校の児童生徒や学齢期のさまざまな事情で義務教育を受けることができなかつた方々の両面において学習の機会を提供するという点で大きな意義があるものと考えております。」と。そのあとに、当時の教育長はこうも言われてるんですよ。「誰が、どこに設置することが、最も学習者のためになるのかを考える必要がございます。」と、どこまでも学習者のためという、その思いを述べられてるんですよ。

先日の一般質問においてもそうですけれども、今説明を聞いてみると、その本当に大事なところが全く感じられない。

南中学校はもう2年後でなくなるわけですよ。来年1年生で入ってきた方が、夜間中学校にもし入ってきたとなつたならば、卒業するときは違う学校で卒業しないといけないということになるわけですね。

本当にそういうことを考えたときに、最初から分教室でやるということであれば、国際でしっかりとやっていくということが本当に大事になってくると思います。

何か、これから業務量が減っていく南中学校に夜間中学をつくっておけというような感覚にしか感じられないです。せっかくつくるのであれば、誰にも喜んでもらえる夜間中学校にしていかなければならないと思いますけれども、片手間でやっているようにしか思えないですよ。

本当に教育というものに対する誠意がないし、さまざまな思いを持って入学して、学

ぶ機会を楽しみにしている皆さんに対しても失礼としか言いようがない。

ただ単に教員の配置のことしか考えていない。運営、管理、こういうことしか考えていないんですね。何よりもそこには入学してくる人に対しての心がないとしか言いようがないですよこれは。

このまま片手間で進めていくみたいなイメージしか持てないわけですから、そういう形でやっていくと、県民の皆様に対しても片手間でやっているみたいなメッセージが伝わってしまうと思います。そうすると、応募人数にも今後影響してくることも考えられると思います。

私は、学校というのは生徒がいる限りは存続しないといけないと思っているんですよ。今年が最後の募集だった南中学校。来年の4月からは、もう1年生は入ってこないんです。けれども、そこに夜間中学校の1年生が入ってくるんです。

教育委員会が進めようとしている分教室という形でやっていくと、3年後も分教室という形で学校に教室が残るわけですよ。

そうすると、私は本来であれば生徒がいますから、南中学校は存続させていかないといけないと思います。

例えば、昼間に通っている南中学校の生徒に、2年生まで南中学校で学んで、3年生になったら国際で卒業してねという、そんなことをするのかということです。

それとも夜間中学に入ってくる生徒を差別しているのか。どっちかですよ。

どうですか、例えば、南中学校の生徒が2年生で、あと1年残ってるときに、別の学校に行って卒業してくれって言いますか。課長、そういうことをしますか。

◎濱川高等学校課長 委員のおっしゃる内容、なかなか難しいところもあるかと思います。やはりそこは言いにくいところはあると思いますので、そういった委員のお気持ちは真摯に受けとめたいと考えております。

◎西森委員 もう一つ大きな問題があるんですよ。南と西が統合される協議の中で、当初は2018年に南中学校の生徒の募集を停止しようとしていたんですよ。当時の議論で。それをことしまで先延ばしをして、やっと保護者の方に理解をしてもらった経緯があるんですよ。南中学校では今年度で生徒の募集はもう停止しているんです。

そういう中で、来年度は生徒の募集を停止していますから、そこにつくられる分教室というのも、生徒募集停止させているわけですから、その中に募集するのは本当にできるんですか。募集停止している学校で、またその理解をやっともらって統合という形になっていったのにできますか。

◎横山委員長 弘田委員が関連ということで先ほどから手を挙げていますが。

◎西森委員 もう少しで終わりますので、ちょっと言わせてもらいたいと思います。

◎伊藤教育長 制度的にできるかできないかという、できるという判断でやっておりま

すけれども、西森委員から御指摘をいただいているような、そういった冷たい形で片手間でやっているとか、そういったようにとられるのは私どもの本意ではございません。

冒頭に言いましたように、学び直しの機会を早く高知県として整備すべきだという中で、どうやっていくかという中で、こういう形なら途中で名前が変わっても御理解いただけるのかなと思っておりましたけれども、いろいろ御意見をいただき、今回本会議でも再質問もいただきまして、そういった懸念があるということについては私どももしっかりと理解をしたところですので、本会議でそういう答弁をさせていただいたところです。

片手間でやっている思いも全くありませんし、そういう冷たい対応とか、そういった思いを持ってやっていることも全くございませんので、そういったことについては配慮した考えをしていきたいと思っています。

◎横山委員長 西森委員、まとめていただければ。

◎西森委員 南中学校の保護者の理解とか経緯がある中で、来年南中学校の生徒を夜間中学校として新たに募集するということは、当時決めた本年度で募集停止をするということ撤回することになると思います。

当時説明した保護者の皆さんに、それは偽ってしまったということにもなってくる。このあたりの説明もしっかりとしていかないといけないと思います。

私は組織というものはその中心になる人の気持ちとその組織にそのまま表れると思っています。

新しい夜間中学に対して、設置しようとする県が、片手間という言葉を使いましたけれども、そのような姿勢で臨んでいると、その姿勢が関係する人とか学校に蔓延してしまうと思います。本当に素晴らしい命を夜間中学校に吹き込んでいただきたいし、どうせやるのであれば日本一の夜間中学校をつくってもらいたい。

再度、今回のこの件に関しては検討すべきだということを、強く言わせていただきたいと思っています。

◎弘田委員 今、西森委員から、厳しい指摘があったんじゃないかと思っています。

夜間中学校を設置すること自体は、教育の機会を提供するわけですから、プラスということで、委員のみんなが異議はないと思います。

ただ、南中学校での分教室の問題が指摘されましたので、教育委員会の設置を決定するまでに時間はもう少しあると思います。

県立で設置するというのであれば、もう国際か南しかないわけですから、そこをいま一度どちらがよりいい案か。南中学校もいろんなところでいい面もあると思います。ただ、もう少し比較して検討できると私は思うんですよ。

今後のスケジュールを見てみますと、7月に教育委員会開いて、設置決定ということになっていますけれども、まだ7月も始まったばかりですから、関係者の意見をもう一度調

整して、どちらがベターなことであるかを決定していただきたいと思いますが、教育長どうでしょうか。

◎伊藤教育長 今、そういった御意見もいただきました。

一つに、いろんな面で、南中学校と連携活用していく価値はあると思っておりますけれども、校名といいますか、どこに置くということについては、そういった南中学の活用連携もしながら、変えることについてどういった私どもの中の作業、それから課題、それから、どうすればできるのかも含めて、検討してみたいと思いますし、本来学び直しの場合をつくることを目的にやっている中で、ちょっと違う面で、いろんな県民の方に御迷惑をかけたか、混乱を生じるということについては、これは私どもとしても本意ではございませんので、そういったことがないように検討したいと思います。

◎弘田委員 ぜひ、検討して、良い結果を我々に報告していただけるように、よろしくお願いいたします。

◎石井委員 西森委員からのお話の中で大分言っていただきましたんで、重複するんですけども、県立となった背景とか、南中の分教室にしたという背景もわかりましたが、この南中がなくなっていくということで、教員の揺り動かしがしやすいから夜間中学を県立でやるというような見られ方をしてしまうんじゃないかと思えます。

その中で、単にこのままで南中で教員の調整のための夜間中学としてスタートするというのはいかなものかなと私も考えるところです。

夜間中学を新たに設置して県民にしっかり学び直しの機会を、そしてここにも書いているような多様な学びを保障できるかということについて、スタートが分校室で、教員とか資材が使えるかということでの配置みたいなことになってくると、少しその目的理念と違ってくるんじゃないかなと思えます。

多様な学びを保障するには教員の志とか専門性の高さみたいなものが求められると考えているんですけども、その辺スタートから、どんなに配置できるのかも含めてお伺いしようかなと思ったんですが、長くなりますんで、そういったこともしっかり考えた上で、どういう中学校にしていくのか、教員の配置のことも含めて、それから、近隣の住民の皆さんとか、ここを利用したい生徒の皆さんとか、県民の皆さんにどんな説明をしていくのかということをも十分考えていただきたいと、改めて要請をしておきたいと思えます。

◎三石委員 ちょっと重複しますが、私からも言わせてもらいます。

先ほど、高知南中学校の分教室として開設した場合、例えば交通の利便性とか、施設、教材の共有とか生徒にとってよい教育環境になるということがありました。これは理解できます。また、南中学校の生徒にもメリットがあるんじゃないかなと感じました。

それと、校名については、高知南中高等学校と高知西高等学校の統合の際にも県民の間でいろいろな意見と議論があって、混乱も生じたと記憶をしております。

そこで、高知南中学校との連携とか、施設の活用などは計画どおりにすればよいと私は思います。

校名については、2年後に変わるのなら最初から高知国際中学校でもよいのではないかという感じを持ちます。

いずれにしても、西森委員からも思いというか、そういうことが述べられました。そういうことも考慮して、再度、県教委のほうで考えていただいて、良い方向性を見つけていただきたいと思います。

◎伊藤教育長 先ほども申し上げましたとおり、そういった方向で検討いたしたいと思えます。

◎金岡委員 学校の問題になりますと、いつも私どもの中山間地域はほとんど関係がない、そういう話が多いわけです。

今回そういう形の中で、市町村立の学校じゃなくて、県がやることは、これで前へ進むわけですから、私はこれは英断だったと評価したいと思えます。

しかしながら、まだ問題がある。いろいろと懸念のされるところは、まだ少し時間があるから、弘田委員の言ったようにきちんと練って、せっかくつくるんですから、よりよい形にしていきたい。

◎上治副委員長 この夜間中学校で私たちがもらった資料が今回この6月議会なんですけれども、前段で調べてみたら、2月議会の総務委員会の資料の中で、結局この夜間中学校については、県のほうも、平成29年から夜間中学校に対する意識調査、あるいは県民の世論調査、それからまた夜間中学校の体験とかさまざまなものを作りながら、また市町村の教育委員会へも、平成30年6月から元年にかけて、夜間中学校を設置できるかどうかもやったその上で、なかなか希望がないから県としてこれはやらないといけない。その趣旨に沿った学校をつくらうということで、そこまで順番としてずっといろんな経過をやってきて、この6月議会についてはその設置形態とかさまざまものを、入学者数の確定が難しいという中で決めていかないといけないと。経過的にはきれいにできていたように自分を感じるけれども、国際と南との校名をどうするかというところで、少し私たち議会の思いと、執行部の思いのボタンのかけ違いがあったから、西森委員が言うように、せっかくいいスタートをしたのに、何かおかしくなってきたかということもあるので、ぜひ、弘田委員が言われたように、もう一度練り直していただくように、私からも要望したいと思えます。

◎濱川高等学校課長 先ほどの金岡委員、それから上治副委員長の御意見、それをもとに教育長のお答えをしっかりと聞いた上で、執行部としても高等学校課としてもしっかりとやっていきたいと考えております。

◎横山委員長 本当に皆さん、この夜間中学に対しての思いがあるというのも、この委員

会の中で本当に期待されているということが、よくわかったんだろうと思いますし、決して片手間とか誠意がないというようなことじゃなくて、この中においても、何とでもこれを前に進めていきたいという思いでやられている中において、こういうところをしっかりと解決したらどうだという、委員の皆さんの意見だと思えますので、今回の議論を踏まえて、ぜひ検討をお願いして、質疑を終わりたいと思います。

以上で公立中学校夜間学級（夜間中学）についての報告を終わります。

〈請願〉

◎横山委員長 次に請願についてであります。

請第1号高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について、執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、読み上げます。

請第1号高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について。

令和3年4月、高知市に開校する「高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）」が、学習者の希望に沿った理想的なものとなるよう、積極的な取り組みをお願いします。

全ての県民に向けた徹底した広報活動、意欲ある教職員の配置、生徒の実態に合わせた柔軟な学校運営、これらを支える教育行政と学校・地域社会との連携を実現するため、開校に向けて以下のことに取り組むよう請願する。

1 徹底した広報活動。

県教育委員会にとどまらず、県を挙げての取り組みとして、従来の広報手法にとどまることなく、夜間中学における学びを必要としている全ての県民に情報を提供し、希望者が誰一人取り残されることなく、受け入れができる広報に努めること。

2 意欲ある教職員の配置。

単に「学力・知識をつける」だけでなく、「夜間中学生」に寄り添い、生徒とともに学び、生徒から学ぶことを誇りとするような「志のある」教職員を配置すること。

3 柔軟な学校運営。

(1) 夜間中学は、「誰もが、いつでも入学できる学校」であるので、入学資格や入学時期の制限を設けないこと。

(2) 原則3年の修業（在学）年限も、希望に沿って対応ができるようにすること。

(3) 授業内容についても先行都府県同様、生徒のニーズに応える学習方法で学習ができるように、柔軟に対応すること。

(4) 遠距離通学者や生徒の困窮状況への支援など、生徒が通学しやすいように「条件整備」を図ること。

4 教育行政と学校・地域社会との連携。

(1) 各市町村教育委員会に設置する「夜間中学担当窓口」と県教委の「夜間中学担当

者」の連絡・連携を密にするため、常設の会議を設け、学校の「基盤づくり」を行うこと。

(2) 各都府県の夜間中学の外国人生徒数は、全体の7割程度であり、本県においても技能実習生など、外国の人たちの学習の場となることが見込まれることから、「通訳」を含む「学習支援の人材バンク（ボランティアも含めて）」の組織化をすること。

請願者、高知市口細山224-68、高知県に「夜間中学」をつくる会、細川英輔。

紹介議員、田所裕介、坂本茂雄、西森雅和、吉良富彦。

受理年月日、令和2年6月30日。

◎横山委員長 それでは関係課からの参考説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 請願の参考説明をしたいと思います。

先ほど夜間中学について全体的な説明をいたしましたので、請願の説明において、重複等もあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

まず、1番の広報活動につきましては、県内全ての市町村教育委員会に依頼をするとともに、県のホームページなどで広く広報に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、入学者が取り残されることなく受け入れることにつきましては、入学要件、それから通学距離などの課題もありますので、難しい場合があると考えております。

次に、項目2の意欲ある教職員の配置につきましては、夜間中学にはさまざまな学びのニーズのある方が入学することから、それぞれの制度を取り巻く環境や思いを理解し、個々の生徒に丁寧に寄り添う暖かな人間性と学びの意欲を引き出す、授業の実践力を有する者が求められていますので、教員の配置についてできる限り努めていきたいと考えております。

次に、3の柔軟な学校運営の(1)入学資格についてですけれども、夜間中学は、学校教育法に基づく公立の中学校として運営してまいります。入学資格としましては、学齢経過者を対象としたいと考えております。

また、入学時期につきましては、年間の学習の時間もあることから、年度当初のみを基本と考えております。ただし、年度途中の入学希望者には体験入学生として受け入れ、次年度以降の入学につなげていくと考えております。

次に、3の(2)修業年限につきましては、夜間中学も中学校として、修業年限は通常の中学校と同じ原則3年と考えております。ただし、病気など特別な事情があれば、配慮はしていきたいとは考えております。

次に、(3)の授業内容につきましては、夜間中学は、中学校の学習指導要領を基本として、全ての教科を学習をする予定ですので、例えば特定の教科だけを学ぶことや、外国の方が日本語だけを学びたいなどのニーズは想定しておりません。

しかし、当然、多様な生徒の入学は想定されますので、教科によっては習熟度に応じ、授業を進めることも検討をしていきます。

3の(4)遠距離通学者や困窮者の支援につきましては、通学補助や生活困窮状況の支援については、基本的には夜間中学生が在住する市町村においてお願いをし、条件整備ができればと考えております。

続きまして、4の(1)市町村との連携につきましては、現在、各市町村教育委員会には、夜間中学に関する担当窓口の設置について、既に依頼をしております。

また、年明けには入学予定生徒が在住する市町村教育委員会と県教育委員会との協議の場を設け、情報の共有や夜間中学のあり方について協議をするなど、連携をしてみたいと考えております。

最後に、4の(2)人材バンクにつきましては、通訳など必要な場合は、既存の国際交流協会に協力を依頼していきたいと考えておりますけれども、県として、人材バンクの組織化は、現在のところ財政面などからも困難と考えております。当然、各関係団体と連携はしていきたいと思っております。以上、請願内容に関する説明とします。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 やっぱり広報が非常に大事だと思うんです。夜間中学と言われても、何それみたいなことになりますので。ぜひメディア、マスコミの皆さんにも協力をいただいて、先行事例、それからホームページで動画をやると言いますけれども、ホームページで動画をつくって、さまざまな国の人々が来ている、年齢や集団だとか、その中で本当に支え合って学んで、そして社会に還元していくとか、社会に出て行くといったイメージを、こういうものですよというのをつくってもらって、これなら行ってみようかなとか、実習生も含めて、これなら行けるんじゃないかとか、行ったほうがいいんじゃないかとか、いろんな形で世論を盛り上げるようなものにしていただきたい。

その辺のイメージをどのようにお考えですか。

◎伊藤教育長 広報は大変大事だと思っております、これまでも入学者の数字を把握するためにさまざまな広報をやってまいりました。当然、設置が決まれば県費を入れて設置するわけですから、多くの方々に入ってもらえるように広報は徹底をしていきたいと思っております。

県立1校しかつくれませんので、今のところ、全ての方々に漏れなくというようなところまでなかなか対応ができないかもしれませんが、広報についてこういう学校があつてということについては、それはやっていく必要もあるし、いろんな関係団体と協力団体の方々にもお願いして、口コミも含めていろんな形で広報はしていきたいと思っております。

◎吉良委員 募集40名程度って、もっといるんじゃないかなと私は思うので、せつかく学びの場としてつくりますから、掘り起こしていただきたいと思っております。

◎三石委員 高知県に「夜間中学」をつくる会の請願者、細川さんですか。この請願を読ませていただきました。県教委からも1から4まで、丁寧に説明をしていただいて、私も県

教委の考えと非常に似ているんです。

例えば1番に徹底した広報活動とあります。当然、広報活動はしなくてははいけません。

教育長も言われましたけども、これは県の中央部に重点を現時点では置かなくてはいけないんじゃないかならうかと私は思うんです。

それと、意欲ある教職員の配置、これはもちろん大事です。しかし知・徳・体のバランスがとれた教育をしなくてはいけませんよ、夜間中学であろうとも、私はそう思うんです。

それと3番目の柔軟な学校運営。柔軟な学校運営も大事ですけども、誰でも入学できるということは、ちょっとこれは無理があるんじゃないかなと。学齢期の生徒は、昼間の中学校で基本学ばなくてはいけない。中学校でしっかり学んだ方は対象外と。だから誰でも入学というわけにはいかんでしょうね。

それと、いつでも入学できるというのは、これも決まりがあるわけだから。学習指導要領に沿った学習ができないといけません。これは県立学校ですから。いつでも入学していつでもやめちゃったら、年間の学習時間が確保できないですよ。そういうことを私は思いました。

在学期間は希望に沿って対応ということが書かれていますけれども、その個人の希望だけで決められるものではないですよ。個人の希望では決められない。中学校での学びが終了すればもう卒業なんですよ。そういうことを思いました。

4番も説明が県教委のほうからありましたけれども、遠距離通学、これはやっぱり市町村からの援助というものが非常に大事になってくると、こういうことだと思うんですね。生徒の困窮状況、これもやっぱり福祉的な援助が必要になってくる。

それと、教育行政と学校地域社会との連携、これも非常に大事なことなんですけれども、常設の会議を設ける、ちょっと常設というのは無理があるんじゃないかなと思う。そのかわり、定期的に会議というのを置かなくちゃならない。情報交換もしなくてはいけないですからね。そういうふうに思いました。

それと、人材バンクの組織化。非常に大事なことですけども、これもちょっと無理があるんじゃないかならうかと。そのかわりに、既存組織をフルに活用することが大事じゃないかならうかと、そういうことを私は感じましたですけども、教育長いかがですか。

◎伊藤教育長 先ほど課長が説明させていただいたとおりだと思いますし、三石委員から言われたこともそのとおりだと思います。特に、学び直し、この3年間これは毎日学校があって、普通の中学のように通っていただいて、3年間で卒業していただくことになりますので、そういった意欲のある方に来ていただく必要もございます。体調であるとか何かのやむを得ない事情で、3年を超えることはあるかもしれませんが、本人の都合といいますか、在学していたいから何年もということではなくて、決められた義務教育年限の中でやっていただきたい、そういった形の学校という形で設定をしておりますので、一定

の限られた期間の中で勉強していただく方に、ぜひ入学をしていただきたいと思っております。

◎**金岡委員** これは、どうなるかわかりませんが、国際中学にしる、南中学にしる、その学校の卒業ということになるんですか。

◎**伊藤教育長** はい、その学校の卒業、中学課程の卒業ということになります。

◎**金岡委員** そうなりますと、夜間中学校へ行きたいということは、ただ単に自分の趣味的なものとか、いろいろなものを学びたいだけじゃなくて、やっぱりその学校に行ってその学校の卒業証書をもraitたいという気持ちがあると思うんです。

そうすると、やっぱりそれだけの裏づけのあるものの形をとってもらわなければならない。要するに、学校教育法の法律に従って、きちんとそこを卒業することによって誇りも持てると、こういうことになるんじゃないかと私は思います。

私の知った例を挙げますと、小中学校なんですけど、いつ来てもいい、どんなに学んでもいいというような学校ができてつありました。昼ごはんをみんなで作って食べて帰るまで勉強と。学校の勉強というような形で、日々やっておる学校みたいなものができたわけですね。そうしたらその学校で卒業したところで、卒業したら、もともとの籍のあった学校の卒業になるそうなんですけど、果たして学校に誇りを持てるだろうかという思いがありました。父兄の皆さん方も全てPTAの皆さん方は、それはだめだろうという結論に達したわけでありまして。

ですから、夜間の中学校どうあれ、学びたいというほかにも、自分がこの学校に行っただという誇りも持ちたいという思いも私はあると思うんで、これはきちんとカリキュラムに沿って卒業してもらおうという形が望ましい。そうならなければならないと。それがまた、そこへ入学する方の希望でもあるのではないかと思いますけど、教育長どうですか。

◎**伊藤教育長** 今回の夜間中学は学校教育法に基づき、それから授業内容も一定夜間中学ということで先ほど課長が説明しましたが特例があって、授業時間一日4時間と短いんですけども、しっかりと単位を取って3年間で中学修了の卒業になるという、その前提で夜間中学をつくっていかうとしておりますので、金岡委員から言われたように、しっかりと意欲を持って学んでいただきたいと考えております。

◎**金岡委員** 私はですから、ここはいつ入ってもいいとか、あるいはどんな学びをしてもいいとかじゃなくて、やはり、学校教育法に基づいた形で、もちろん幅はあるでしょうけれども、それに基づいてきちんとやっていくことが大事であろうと思いますので、そういう形でぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎**横山委員長** 質疑を終わります。

ここで15分ほど休憩にします。再開は15時15分にします。

(休憩 15時0分～15時14分)

〈報告事項〉

◎横山委員長 それでは少し早いですけれども、再開いたします。

教育委員会より、残り6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けすることにします。

まず、高知県教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、教育政策課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎菅谷教育政策課長 本年3月に策定をいたしました高知県教育委員会障害者活躍推進計画について御説明をいたします。資料は青色のインデックス、教育委員会の報告事項の中の赤色のインデックス、教育政策課の2ページ目になります。

まず、1の障害者活躍推進計画につきましては、総務部からも説明がありましたように、昨年6月に成立いたしました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によって、地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を令和2年4月1日までに作成することとされており、このことに対応して作成したものです。

2の計画策定の取り組みにつきましては、策定に当たりまして、知事部局の検討チームによる検討状況なども参考とさせていただきながら、県立学校での取り組みも反映し、任用関係所属である教育政策課と教職員・福利課が教育長等との協議により検討を進めてまいりました。

続きまして、3の計画の概要について御説明いたします。対象期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

計画目標といたしましては、①採用に関する目標については、各年6月1日現在の実雇用率において法定雇用率を上回ること。

②定着に関する目標については、職場での合理的配慮が十分でないことによる離職者を生じさせないこと。

③満足度等に関する目標については、計画初年度、本年度に当たりますけれども、本年度は目標を設定せずに、実態に関するデータをまず収集する予定としております。

次に、この計画に基づく今年度の取り組みを説明いたします。まず(1)の、計画策定の職員の周知につきましては、事務局職員に対しては4月中旬に通知公表を。県立学校の教職員へは5月中旬に通知公表を行うとともに、県教委ホームページでも公表いたしました。

(2)の障害者雇用推進チームについては、障害者雇用推進者として任命しております教育次長を中心に、関係課の責任者等を構成員として設置するとともに、計画の実施状況

把握、点検していく予定としております。

加えまして、(3) 計画実施状況につきましては、年1回ホームページで公表することとしております。

また、(4) その他としましては、障害の理解向上に向けた階層別職員研修を継続して実施するとともに、先ほどの目標設定の前段として、障害のある職員に対する満足度等のアンケートを実施することとしております。

このほか、人的サポート体制の役割分担、相談体制、外部機関との連携の整理など、障害者の活躍推進に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを通じて、他の計画と同様、本計画についても、PDCAサイクルを回すことにより、取り組みを総合的かつ効果的に実施推進してまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、所管する特別支援学校において、生徒一人一人の特性や進路希望に応じ、就労体験や職場実習等を実施しながら、将来の自立と社会参加に向けて必要な力を着実に身につけられるよう取り組んでおります。

こうした特別支援学校の取り組みとも連携し、障害のある方への理解を深め、障害のある職員が個々の特性に応じて、安定的に働き続けられる環境整備を進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で教育政策課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈高等学校課〉

◎横山委員長 次に非強制徴収債権の放棄について、高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 令和元年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告をいたします。お手元の資料、報告事項の赤いインデックス、高等学校課の1ページをお開きください。

上段の表にある賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金に係る債権につきまして、1件放棄をしております。金額は1万2,050円です。

初めに、債権整理に向けた取り組みについて御説明をしますので、3ページの1債権整理に向けた取り組みをごらんください。

(1) の高知県債権管理条例の制定についてでございますけれども、平成29年4月1日から条例が施行されており、一定の要件のもとで債権放棄が可能になっておりますが、第14条に債権放棄について規定されているところがございます。

また、線で囲んでいる部分の下の米印ですけれども、放棄につきましては、年度末に一括して行い、この6月議会に報告することとなっております。

下の(2)全庁的な取り組みについてですが、時効期間が経過している債権につきましては、全庁的に平成29年、30年度の2年間で集中的に整理に取り組んでおりまして、令和元年度の取り組み方針におきましても、時効期間が経過している債権につきましては、債権放棄の要件を満たしていることを確認した上で、令和元年度中に債権放棄を行うこととされております。

続きまして、2の令和元年度に行った債権放棄及び不納欠損処理をごらんください。

当該債権につきましては、平成26年9月5日に県立高等学校の近隣住民が当該学校の生徒の自転車の通学マナーや吹奏楽部の練習の音に対しての苦情申し立てるために来校し、事務室の受付窓口のガラスをたたき、破損させる不法行為によって発生した、賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金に関する債権です。

債権発生以降、学校担当者を中心に、継続して文書送付や架電による催告を行ってきており、債務者が転居した際にも所在調査を実施し、判明した住所に対して文書を送付するなど、催告を行ってまいりましたけれども、債権発生当初を除き対応がないまま、平成29年11月27日をもって、消滅時効の完成を迎えることとなりました。

消滅時効の完成以降も、引き続き催告を行ってまいりましたが、応答がなかったことから、弁済の意思確認及び時効の援用のいずれについても困難であると考えられ、また、債権金額が少額であり、取り立てに要する費用に満たないものであったため、令和元年11月22日に開催されました高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会におきまして、県条例第14条第2項第1号に基づく放棄案件として報告をいたしました。

同部会で審議の結果、県条例第14条第2項第1号に規定する放棄要件を満たすことを確認し、令和2年3月31日付けで債権放棄を行うとともに、令和2年5月26日付けで不納欠損処理を行ったところです。

最後に、3の未収金債権に対する今後の取り組みをごらんください。今後、同様な事例が発生した場合に備え、県立学校に対して、税外未収金対策研修会等への参加について周知し、研修会等を通じて、初動体制のあり方や効果的な催告方法など、未収金債権に対する知識、能力の向上を図ることで、債権回収に係る体制を強化をしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 この債権放棄金額については、1万2,050円ということで本当に少額だと思います。ただし、中身を聞いてみますと、非常に危機管理面の上からも重要なことだなと感じました。その認識について、どんな形で考えているのか、少額だから、確かに債権の管理条例についての要件を満たされているので、それはそれでやっていいんですが、ただそ

の認識についてお聞きしたいです。

◎濱川高等学校課長 条例上は少額ということでこういった処理になっておりますけれども、認識という部分につきましては、先ほども御説明をさせていただきましたように、やはり学校ですので、そういった対応が十分できていないということもございますので、研修等を深めてまいりたいと考えております。

あと今回、こういった事案が発生したときに、学校としましても、警察のほうにも、報告をさせていただいております。そういった中で相談した上で現在こういう形になってきているということです。

◎橋本委員 もう一つお聞きしたいんですが、現場の教職員の方が事件が起きた当初は本人と話をされたと思うんですが、その後の処理の仕方についてです。

ここを読みますと、要は送達でとか文書でのやりとりしかしていないという実態があります。そういうことをやっているうちに消滅時効の完成に至った、3年たったということだろうと思うんですけれども、この間の取り組みの姿勢です。最初に言ったように、このこと自体は本当に危機管理に直結する問題だと私は思ってるんですよ。だからその辺について、現場だけに任せて、要はその債権回収の対応ノウハウがない状況がわかっているながら現場に任せて放任してきたのか、その辺をちょっとお伺いしたいです。

◎濱川高等学校課長 先ほどの説明が足りない部分もございますので、少し補足もしたいと思います。

まず、こういった事案が発生したときに警察のほうにも報告をしまして聞き取りをさせていただいております。

当初、相手方が賠償の意向を示していたこともあったようです。その後、相手方の連絡先が不明であったために、その後も警察等にも相談をしながら、身元引き受け人の方と連絡もとってきたということです。

実際、督促状送付が1回、それから文書の催告が20回、それから電話での催告を3回、訪問による催告が14回ということで、平成26年から令和2年の間に、こういった回数を県教委と学校が相談しながら行っている状況です。

◎橋本委員 今後の取り組みについて、これでいいと思うんですが、いくら研修を受けて、債権管理についての学習ができたとしても、なかなか難しい状況も起こってくる可能性はあると思いますんで、本庁のほうも一緒になって対応するというのをぜひお願いをしたいと思います。

◎濱川高等学校課長 当然研修だけでは十分でない部分もございますので、そういった関係機関とも連携をとりながら、今後額にかかわらず、そういったことがないようにやっていきたいと思います。

◎横山委員長 質疑を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

次に、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会の開催内容の変更について、高等学校課の説明を求めます。

◎川谷高等学校課企画監（全国高等学校総合文化祭担当） 第44回全国高等学校総合文化祭高知大会の開催内容の変更について御説明しますので、報告事項の赤いインデックス高等学校課の7ページをお願いします。

まず、資料の開催内容の変更のところをごらんください。2020こうち総文につきましては、新型コロナウイルス終息の長期化、参加者等の感染リスク、休校の長期化の中で、生徒・教員の安全・安心を確保しつつ、これまで努力を重ね出場を勝ち取った高校生の発表機会を何とか確保するべく、全国高等学校文化連盟と文化庁、高知県実行委員会の三者で検討を重ねてまいりました。

その結果、生徒の移動を伴わないウェブ上での開催とすることを5月12日に全国高等学校文化連盟が決定しました。

右欄の下段、通常の開催内容にありますように、本来であれば7月31日から8月6日までの期間で、全国から約3,000校、2万人の高校生が来県し、10万人の観覧者を見込んで、23部門の大会が開催される予定でしたが、この23部門の大会がウェブ上での開催となりました。

ウェブ上での開催の内容についてですが、実行委員会が現在持つ、公式ホームページとは別に、ウェブ上に特設サイトを開設いたします。その特設サイトに、参加団体の発表する動画や写真、文字情報を掲載し、日本中どこからでも発表内容が見られるようにいたします。公開期間は7月31日から10月31日までとしています。

また、会場を予定していた9つの市町村の観光情報などのページを設け、高知県の魅力を発信していきたいと考えています。

表彰については写真、放送、新聞部門で審査と表彰を行います。

生徒交流については、交流用アドレスを活用して、参加校同士が感想を言い合うことができるようにします。

また、部門の実行委員からのメッセージ動画の掲載や、部門によっては独自の交流を予定しています。

また、囲碁、将棋、百人一首かるたの3つの競技部門については競技の公正性が確保できない等の理由で実施いたしません。

左の欄の下段をごらんください。ウェブ総文に加えまして、7月31日に行う予定であった総合開会式は、授業期間の延長を考慮して8月6日に日程を移して、基本的に県内参加者のみで開催することとしています。

なお、パレードと国際交流事業については、実施が困難となったため行いません。

さらに、高知県独自の取り組みとして、出場予定であった県内高校生の発表機会を確保するため、8月初旬にステージ発表と展示発表を行います。

また、各部門の記録集と約3年間にわたって準備を続けてきた生徒実行委員会の活動の報告書を発行することとしています。

8ページをごらんください。8月6日に高知市のかるぼとで行う、実施報告発表会のステージ発表と総合開会式の概要です。

9時30分から14時までは、マーチングバンド、バトントワリングから吹奏楽までの8つの部門について、こうち総文に出場予定であった県内生徒によるステージ発表を行います。

引き続き、16時から総合開会式を行います。プロローグの構成劇の後、16時30分から式典として、国歌斉唱、生徒代表あいさつ、式典音楽隊による演奏と合唱を経て、17時から後催典である和歌山県との交流ステージ、休憩を挟んで、17時30分から開催地発表として、ミュージカル部によるオリジナルミュージカルの発表、最後にグランドフィナーレを経て、18時45分に終了としています。

総合開会式については、ウェブ総文特設サイトで中継を行う予定です。

総務委員会の委員の皆様には、総合開会式への御案内をさせていただいております。お忙しいところ恐縮ですが、御出席につきまして、よろしく願いいたします。

なお、開会式をはじめとした一連の取り組みは、国や県の基準に従って新型コロナウイルスの対策をしっかりと行い、受付時の検温や消毒、マスクの着用、休憩時間の清掃などの対策を徹底するとともに、お招きする観客の方々についても、社会的距離が確保できるよう限定する予定です。

また、状況によっては国や県の基準に従い、無観客又は中止の可能性も含めて判断をいたします。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈特別支援教育課〉

◎横山委員長 次に、知的障害特別支援学校の狭あい化への対応について特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課長 特別支援教育課です。知的障害特別支援学校の狭あい化への対応につきまして、現状を報告します。総務委員会資料、赤のインデックスで特別支援教育課とあるページをお開きください。

ポンチ絵左側の課題、現状についてごらんください。少子化の傾向がある中、県中央部

の知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加し、特に山田特別支援学校においては、平成23年度に田野分校を開校し、平成27年度には149名まで減少しましたが、平成28年度から再び増加に転じ、平成30年度には189名までふえたため、増築や特別教室を普通教室に転用するなどの対応を行ってまいりました。

児童生徒数の増加の要因といたしましては、保護者等への特別支援教育への理解が進み、早期から専門的な教育が必要というニーズが高まってきたこと。

また、山田特別支援学校の校区となる高知市からの児童生徒数がふえていることや、同様に香南市、香美市の人口が増加傾向にあり、この校区から通学している児童生徒数もふえていることが考えられます。

このように、狭あい化等の課題について、高知県における知的障害特別支援学校のあり方に関する検討委員会において検討していただき、昨年12月23日に意見のまとめをいただきました。いただいた意見のまとめによる提言につきましては、ポンチ絵の右側の上のほうにお示ししております。

高知県における知的障害特別支援学校のあり方に関する検討委員会意見のまとめ。県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による、大規模化及び施設等の狭あい化の課題にスピード感を持って対応するには、学校整備に長期間の時間を費やすことができないため、高知市もしくは南国市、香南市、香美市において、40人から50人規模の新たな学校の設置を含んだ対応策が必要である。

また、検討委員会の協議におきましては、将来を見据え、特色ある学校づくりもあわせて進めてほしいとの意見もいただきました。

県教育委員会といたしましては、検討委員会開催中からさまざまな可能性に向けて調査をしてまいりました。

まず、既存の知的障害特別支援学校の敷地内での増築については、現状の敷地内では難しいということは考えました。

また、近隣の土地の買い増しの可能性についても調査いたしましたが、大規模化、工期の長期化、構造の複雑化などの理由から、現実的には難しいと考えます。

施設の新築に向けて高知市周辺で県有地を初めとする土地の調査も行いましたが、適当な土地は見つかりませんでした。

最後に、検討委員会での検討過程において、各市教育委員会から利用可能な施設として挙げられた2つの施設と県有の2つの施設について、求められる学校の特色をどう出していくかを含めて、事務局において提言を踏まえた検討を行いました。

資料の2ページをごらんください。各市教育委員会、知事部局の建築課、特別支援教育課で候補の視察を行い、現地の施設状況を調査し、改修の必要性、改修費用の試算等を行い、候補地について評価を行いました。評価の観点につきましては、表のほうに一覧表で

示しておりますけれども、まず既存の施設が活用できる施設であるか。現状で確保できない施設はないかといった施設面のこと。そして、整備期間、整備費用。そして、防災面については、施設の耐震性であったり、南海トラフ地震という状況がどうか。そして、公共交通機関の利用の場合を含めた交通面、その他ではインクルーシブ教育の視点、あるいはこれから求められる学校像といったようなところにつきまして、評価いたしました。

高知県教育委員会として評価を行った結果、候補地のうち最も適した施設は、案1の現県立高知江の口特別支援学校と考えております。現県立高知江の口特別支援学校は、特別支援学校としての機能は一定そろっており、意見のまとめでいただいた、大規模化及び施設等の狭あい化の課題にスピード感を持って対応するということに対して、既存施設を有効に活用することで対応したいと考えております。

また、既存施設を活用することで、改修費用につきましても2,989万円と最も少なく抑えることができ、学校整備に長期間の時間を費やさず、令和4年3月までの最短の期間で整備が可能であり、令和4年4月の開校を目指すことができるのではないかと考えています。

そして、3点目が大事なポイントですけれども、高知市の中心部にあり、公共交通機関の利用もしやすく、公共施設や企業なども多いため、地域と協働したさまざまな学習も展開できることから、1週間に1日程度の現場実習を数週間続ける学習など、教育と職業訓練を同時に進めるシステムの導入なども目指していきたいと考えております。ホテルであったり、量販店、オフィス等での実習を通して、生徒の障害の実態に応じて社会参加に必要な力を幅広く身につけられるような取り組みを考えていきたいと思っております。

特に保護者の方からは、卒業後の職業自立に対する希望が高いため、都市型の就労に向けて力を入れた学校にしていきたいと考えています。

再び資料の1ページにお戻りください。県教育委員会といたしましては、狭あい化の課題に対して早期の対応が必要と認識しており、二、三年での施設整備という思いがございましたので、ことしの9月議会におきまして、実施設計の予算議案を上げてまいりたいと考えております。

そして、早ければ令和4年度の開校を目指していきたいと考えております。

また、校区等につきましては、今後詰めていきたいと考えておりますが、中学部1学年1学級、高等部1学年2学級の規模で新たな分校の設置について検討を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 中学校の1学級と高校の2学級ということで考えているんですね。それはどうしてそう決めましたか。

◎平石特別教育支援課長 検討委員会の中でも、設置学部について検討がなされました。

小・中・高等学部の一貫校の設置が望ましいけれども、インクルーシブ教育の理念の人数

規模、可及的速やかな対応が必要であることを考慮すると、まずは人数の多い中学部、高等部の設置が望ましいという意見のまとめをいただいたところです。

中学部、高等部と年齢が上がるにつれて、専門性を求めるニーズが高まってくることも考慮し、中学部と高等部を設置し、中学部段階から将来の職業自立を視野に入れた取り組みを行いたいと考えております。

◎吉良委員 それから、これは併設分校を予定しているんですか、それとも独立した学校でしょうか、それはどうでしょうか。

◎平石特別教育支援課長 冒頭の部分でも、御説明させていただきましたけれども、分校ということで考えております。

◎吉良委員 どこの分校になりますか。

◎平石特別教育支援課長 どちらの分校かということにつきましては、今後、それぞれの学校経営的なこともありますので、今後詰めてまいりたいと考えております。

◎吉良委員 分校にした理由はどうなんでしょうか。普通、予算の確保だとか、人員の確保を考えると交付金の額も学校にしたほうが文科省から入ってきますよね。分校のメリットはどういうことですか。

◎平石特別教育支援課長 分校の規模につきましては、学校規模についても考えていたところで、本校にしては規模的にどうなのか、今の現状としては分校のほうが適切ではないかと考えているところです。

◎吉良委員 その根拠、どうして分校のほうが適切だということになったのかをお聞きしているんですが。

◎平石特別教育支援課長 一定の規模というところをベースに考えたところです。中学部、高等部というところの規模で考えております。

◎吉良委員 独立の学校にするには規模が小さ過ぎるということですか。

◎平石特別教育支援課長 はい、そのように考えております。

◎吉良委員 あとお聞きしたいのは、寄宿舎の問題です。あそこは寄宿舎がありますよね。それはそのまま転用するつもりなのか。登校が困難な生徒のことを考えたら、やはり親御さんなんかも寄宿舎はあったほうが社会性を培う上でも非常にいいんじゃないかという御意見があったんですけれども、それについてはどうお考えですか。

◎平石特別教育支援課長 寄宿舎の設置につきましては、先ほど吉良委員も言われたとおり、検討委員会でも協議されてきた部分です。寄宿舎の設置目的は通学困難な児童生徒というところですので、今の現状を考えたときに、高知市内の中心部で比較的交通の利便性のよい地域にあることから、寄宿舎の設置はどうかと考えているところです。ないというところも必要じゃないかと。また、寄宿舎を利用しなければならないケースに対応できる特別支援学校というところにつきましては、やはり、近隣でいうと日高特別支援学

校につきましても山田特別支援学校につきましても、寄宿舎を整備した特別支援学校があると考えておりますので、現状としましては、寄宿舎設置というところまでは考えていないというところではあります。

◎伊藤教育長 その前に、ここの地域、この表にもありますようにL2レベルでの長期浸水区域に入っております。1階はもう使わないということにしておりまして、寄宿舎のほうも2階以上について、万が一の時、長期の避難場所として利用するようにしております。校舎と寄宿舎の間に渡り廊下といいますか、緊急避難時に避難ができるような通路をつけていきたいと思っております。

南海トラフ地震のときに長期浸水区域になりますので、万が一のときに安心して、そこで避難ができるような形でまずは使いたいということにしております。

寄宿舎が必要な方については高知市に40、50人規模でできますので、もし、高知市内についてはスクールバス対応ができるし、どうしても寄宿舎が必要な方については先ほど言いましたように日高なり山田なりの寄宿舎のほうを御利用いただければというような形で整理をさせていただいております。

◎吉良委員 校区を絞る。全県ではなくて、一定の地域、高知市なら高知市というふうに絞るつもりですか。

◎伊藤教育長 校区についてはこれから各市町村教育委員会と調整をせんといかんと思えますけれども、一つには、目的を持って特色を持った学校として、先ほど言いました都市型の就労を目指したという目的ができますので、そういった方々が中心になってきます。

そうした中で、無理に校区をつくるということには、なかなかならんと思えますので、それぞれの学校の役割分担の中で御相談をしていくということで、その校区というか、校区また定員の決め方みたいなものについては、これから市町村とじっくりとお話をさせていただくということになってるんだらうと思えます。

◎吉良委員 ちょっと矛盾してくるんだなあ。行きたくても行けないと、寄宿舎もないし、そういう方も出てくるということですよ。それは山田や日高へ行けばいいんだということになるけれども、でもそういう特色を持ったものというものになれば、やはりそっちに行きたいという御希望もあるかもしれませんのでね。その辺については。

◎伊藤教育長 校区とすれば、今の高知市を含む校区になっていきますけれども、その校区の中でどう判断するかということになってきますが、例えば中村からとか、東部からという校区ということにはならんと思えます。

山田の狭あい化対策ということですので山田の校区の中で、現在、高知市だけは重複校区になってますけれども、その取り扱いは継続していくんだらうと。その中で、山田と南国、香美、香南とかそういったところの各教育委員会での調整ということで、基本的にはスクールバスなどで通えるような格好にしていくし、どうしても寄宿舎がということであ

れば、山田なり日高なりというような形でのご選択をとというような。

◎吉良委員 今の皆さんの願いというのは寄宿舎があってほしいというのが大きい声だったので、せっかく、もともとの寄宿舎の設備もありますので、それについても検討していただきたいと思います。

極めて短期間に狭あい化の対応をするということで、これから細かいところを詰めていくとのことですので、今後も県民の皆さんの意見を聞きながら、設置に向けてお願いしたいと思います。

◎伊藤教育長 県民の皆さんにも、いろいろお話をこれまでもお伺いしてきました。今回、保護者の方々の一番強い思いというのは、やっぱり職業技術ということを言われておりましたので、そこについては意識して、ちょうど中心部にできるということもあって、意識した特色ある学校という形が打ち出せたと思います。それぞれ、皆さんが子供さんの将来を非常に御心配されておりますので、御意見はいろいろ伺いながら取り組みを進めていきたいと思います。

◎西森委員 先ほどの夜間中学校のところで、課長いらっしゃらなかったのも、教育長にお伺いしたいと思います。先ほどの夜間中学の話の中で、今後どうするのか検討はされていくわけですが、いずれにしても夜間中学校が場所としては江の口特別支援学校に設置をされる。

そうすると、どこかの中学校の分教室ということは先ほどの教育長の答弁だと、その学校の一部に特別支援学校になるんだという答弁だったと思うんです。そのときに、どこかの学校の特別支援学校の分校として、ほかの学校がその場所に来るということに関しての制度的なものとして大丈夫なのかどうか。

◎伊藤教育長 そこについては心配をしておりません。例えば、定時制の学校と全日制の学校が一つのところで夜、昼と分かれています。管理者は一緒ですので、県でいえば総合庁舎の管理をどこがやるかというような。だから今回の規模的にはどっちかといいますと、特別支援学校が規模的に大きくなりそうなので、特別支援学校が本体になって、教室は多分分けてつくれますので、大もとは特支がやって、中の個別の夜間中のほうの管理は夜間中学に移管するという格好で、できると思いますので、その点については全体の責任者を決めてやるということで、そこについては全く問題はないだろうと。同じ県教委の中で、そこは円滑にできるだろうし、双方がそれぞれ、電気代とかいろんなものを持ち合いますが、それが割り勘がきいて有効活用もできるしメリットはあると思っております。

◎西森委員 わかりました。問題ないと。

◎横山委員長 狭あい化はこれで解消をされていくんだろうと思いますけれども、生徒数がふえている中において、やはり現場のマンパワー不足といいますか、また今の新しいコロナへの対応において、その辺も整理していかなければいけないのかなと思っておりますが、報

告事項と関係ないところですが、その辺の状況はどうでしょうか。

◎平石特別教育支援課長 コロナに関して、教室に関しましては、1教室の定員が高等部が8名、中学部が6名になっております。教室の広さについては、7メートルから8メートルぐらいの広さではなかったかと思いますが、その広さの中で、新しい特別支援学校においても、一定密にならない対応はできていくのではないかと考えております。

ただ、やはり、今後のコロナにつきましては、また十分に状況等も確認しながら詰めていかなければならないと考えております。

◎西森委員 あともう1つ、2階を活用するという話でありましたが、エレベーターとかはあるんですか。

◎平石特別教育支援課長 エレベーターは3階までついております。

◎横山委員長 またいろいろとハード整備とともに、ソフト対策もしっかり見据えてやっていただきたいということを要請して終わりたいと思います。

質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈生涯学習課〉

◎横山委員長 次に、幡多青少年の家警備業務委託に係る指名競争入札における入札手続の誤りについて、生涯学習課の説明を求めます。

◎三觜生涯学習課長 当課の出先機関である幡多青少年の家で、入札手続の誤りがありましたので御報告いたします。事案の概要ですが、報告事項の資料、生涯学習課の2ページをごらんください

令和2年3月24日に幡多青少年の家において実施しました、警備業務委託に係る指名競争入札におきまして、第1回目の入札で最低価格で投函したA社は代理入札であり、その場合必要となります代理人の記名・押印が入札書になく、本来、無効として処理すべきところを誤って失格としてしまいました。無効であれば、次の入札に参加できますが、失格にしてしまったことで、A社を第2回目の入札に参加させなかったものです。

また、第1回でA社以外はいずれも3にあります予定価格709万4,000円を上回っていたことから、第2回目の入札を実施しましたが、B社を除いて辞退となり、応札したB社については、入札金額が引き続き予定価格を超えていました。

指名業者に示した入札要領では、再度入札は2回まで行うこととしていましたけれども、第2回目の入札で、不辞退社がB社のみとなっており、誤って第3回目の入札を行わず、B社との随意契約の手続に進んだものです。

1ページにお戻りください。2の現在の状況ですが、2回目の入札で辞退しなかったB社と予定価格と同額で随意契約を行い履行しております。

3の入札参加者の対応ですが、全社に対し説明をするとともに、謝罪をいたしました。特にA社には直接出向きおわびをしまして、いずれも了承が得られております。

今回の入札誤りの原因につきましては、入札時において上席者、すなわち所属長が立ち会っておらず、会計年度任用職員のみ同席となっており、入札事務が担当者任せになっておりました。

また、所属長及び担当者の入札事務に関する基本的な認識、確認が不足しておりました。

このため、再発防止策としまして、担当者任せにせず、所属長が責任を持って、所全体でのチェックを徹底すること。また、所属長の立ち会いを徹底すること。私ども本課の職員等が同席し、入札を実施すること。また、私どもや会計管理課も含め、担当者が日ごろから相談をしやすい体制を確保するとともに、模擬入札の実施など、職員研修の強化をすることで再発防止を図ってまいります。

今回の入札誤りにつきましては、5月下旬に県民の方から県立施設に関して情報公開請求がありまして、当課が書類を確認する中で気づき、今議会での報告に至りました。

適正に執行しなければならない入札において、信頼を損ねる誤りが起こったことを重く受けとめております。今後は、再発防止策を着実に実施し、入札契約事務の適正な執行に努めてまいります。このたびはまことに申しわけございませんでした。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で生涯学習課を終わります。

それでは説明者の入れ替わりをお願いします。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎横山委員長 次に非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 人権教育・児童生徒課です。令和元年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告します。お手元の総務委員会資料、報告事項の人権教育・児童生徒課のインデックス1ページをお開きください。

未収金債権の整理のため、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金に係る債権についての放棄を行いました。令和元年度に放棄した債権は14名分69件で、金額は61万3,600円です。

債権放棄の経緯につきまして補足説明をいたしますので、3ページの1、経緯の(1)高知県債権管理条例の制定をごらんください。

県としましては平成21年度から税外未収金の対策強化に取り組んでまいりましたが、十分な改善が図れない中で、平成27年度の包括外部監査でも、管理を徹底し、債権回収を強

化した上で、回収困難な税外未収金については、債権管理条例を制定して整理の促進を図ることとの提言をいただいた経緯がございます。

平成29年の2月議会におきまして、債権放棄ができる条項を含みました債権管理条例の議決をいただいたものです。

そして、その下の(2)全庁的な取り組みとしましては、先ほど高等学校課長が説明をしたとおりです。

2人権教育・児童生徒課の取り組みに示していますように、当課では所管する高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の整理に向けまして、対象案件を絞り込むため、まずは平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権の抽出を行いました。

この制度は昭和33年度から開始され、平成18年度をもって全ての貸与が終了しておりますが、その間には貸与から給付に切りかわった期間も含まれています。未収金債権につきましては、貸与された資金の返還に係るもののほか、給付済みの資金については、中途退学などにより要件を満たさなくなったことによる戻入に係るものがございます。現在ではこの債権の管理回収業務のみを行っている状況です。

4ページ上段の表をごらんください。この表は平成28年度決算時点の未収金債権全体の状況であり、全体で1万894件、金額では4億9,880万円余りです。

表中の(1)時効期間が経過している債権のうち、全件で時効期間が経過しているものが太枠で囲んだ503件ですが、この中には、過去に徴収停止を行った債権がありますので、まずは、平成25年度に徴収停止を行っている下の表の433件について、条例に基づく債権放棄の可能性を検討することといたしました。

(2)令和元年度に行った債権放棄及び不納欠損処理をごらんください。個々の債権について債権者の所在調査を行った結果、住所不明や該当者がいない、あるいは意向確認調査に対して全く応答がないなど、以後の回収が困難であると判断されたものにつきましては、債権放棄の候補案件として、庁内にあります税外未収金対策幹事会債権管理推進部会で審査を経まして、先ほど申し上げました14名分69件、金額61万3,600円につきまして、令和2年3月31日付けで債権放棄を行ったものです。

なお、その下の米印の参考には、既に報告済みであります平成29年と30年度の状況を記載しています。

(3)未収金債権の削減に向けた今後の取り組みとしましては、返還相談員による納付指導や弁護士委託により、引き続き未収金債権の回収を行うとともに、徴収停止の残りの案件については、債権放棄の検討対象として、債務者に関する調査などを行いながら、回収が著しく難しいと判断されるものにつきましては、債権放棄の措置をとるよう、今後も進めてまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 平成28年度決算時点における収入未済については、5億円近くあるということはおわかりますが、ただ平成28年でかなり時間が経っていますので、直近の数字がわかれば教えてください。これに合わせて結構です。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この地域改善奨学資金は先ほど申し上げました、昭和33年度から始まっているものですので、これは旧の法律に基づくものと昭和62年度から新法に基づくもので貸し付けを行っています。新法に基づくものにつきましては、奨学システム、いわゆるコンピューターシステムを使って管理しておりますのでわかるのですが、それ以前の部分につきましては、台帳が既になくなったものもございます。

新法62年度以降の部分ですと、全体の貸与総額が約80億円。うち、返還されているのが約13億円、16%です。そして未収額のほうが約4億2,000万円、これが5%程度。さらに、未到来債権、つまり、まだ期間が来ていない部分が、これが約4億3,000万円程度で5%。そのあと、免除された部分が約59億円、73%ございます。

◎橋本委員 基本的に未収金がまだ、4億数千万円残っているということになりますね。ただし、時効期限の過ぎたものについては約7,000万円ということで、この平成28年度分については出ているんですけども、直近ではどれぐらいになっていますか。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 債権全体で言いますと、現在7,194件の貸与になっております。そのうち、未収額の金額はわかっているんですけども、件数は数えていませんので、先ほど言いました5%がまだ未収額になっています。

◎橋本委員 この債権についてはいろんな紆余曲折をなされた債権だと思っていまして、私も一般質問で取り上げたこともございます。

もう1点お聞きをしたいのは、実は未収金債権の削減に向けた今後の取り組みの中にも載っていますけれども、奨学資金の返還相談員というのがございます。その相談員が、いろいろ債務者に対して連絡をとりながら納めてくださいということをやっているとされています。この実績についてもあるだろうと思うんですけども、ただこの費用対効果についての判断はどうされていますか。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 先ほど申し上げました平成29年、30年度には重点的にこの回収業務に取り組むというところで、平成30年度時点では5名、いわゆる返還相談員を非常勤でお願いしまして、1人月額約11万円というような金額でございました。

令和元年度からは、これを1名に減らしまして、1名でいわゆる催告とか、電話または手紙による通知、こういう業務に当たっていただいています。

◎橋本委員 もう一つだけ。強化策として、弁護士委託がございますけれども、弁護士委託をすると、どういう形で債権回収が強化されるのか教えていただけませんか。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 この弁護士のほうは平成28年度から委託してお願いしています。内容は未納額が非常に大きい方、過去に支払いがあったにもかかわらずそ

の後滞納が続いてる方、さらには、返還相談員のほうの対応についても不誠実な対応であった等の方につきましては弁護士委託をお願いしています。

昨年度は弁護士のほうが24名の方に32件分、これにつきまして、弁護士委託をし、その元金のほうが2,824万円、そのうち納付していただいたのが311万円。全額納付いただいたのは1人となっています。

◎橋本委員 委託費用のほうはどうでしょうか。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 弁護士委託のほうは全庁的な取り組みで、県教育委員会が委託しているのではなく、全庁で委託させていただいています。

税務課のほうが弁護士と契約をして、現在延べ4名の弁護士の方と契約をして、着手金が1件につき、約1万3,000円程度で委託をしています。

◎橋本委員 わかりました。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎横山委員長 次に、警察本部について行います。今回の委員会が、今年度初めの定例会となりますので、総括説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いします。

(本部長以下幹部職員自己紹介)

◎横山委員長 それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 まず、第1号議案令和2年度高知県一般会計補正予算所管分について御説明いたします。お手元の資料①令和2年6月高知県議会定例会議案（補正予算）の3ページをごらんください。

今議会をお願いしています補正予算の見込み額は款14警察費、項2警察活動費の欄に記載の996万6,000円の減額となっております。補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策として措置された国の第2次補正予算に対応するものとして、留置施設の設備改修及び交通取り締まりにおける資機材の整備に関する補正、並びに中止が確定した事業の減額補正を行うものです。各事業の詳細と令和元年度の事故繰越の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

次に、第2号議案職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたしますので、資料④令和2年6月高知県議会定例会議案説明書、条例その他の1ページをごらんください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の

特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めようとするものです。

改正の具体的な内容につきましては、午前中に総務部から説明のあった内容と同様の説明になりますので、重ねての説明は省略いたします。私からは以上です。

〈会計課〉

◎横山委員長 続いて会計課の説明を求めます。

◎北村警務部参事官兼会計課長 資料②令和2年6月高知県議会定例議会議案説明書に基づき御説明しますので、80ページの公安委員会補正予算総括表をごらんください。

6月補正予算見込み額は総額で996万6,000円の減額です。

まず、歳入予算から説明しますので、資料の81ページをごらんください。

歳入は款9国庫支出金620万1,000円と款15県債500万円、合計1,120万1,000円を見込んでいます。国庫支出金は、国の第2次補正予算に対応する都道府県警察費補助金として、各事業の財源に、県債は留置施設の整備改修の財源に充当するものです。

次に、歳出予算について説明しますので、資料の82ページをごらんください。

説明欄1、一般行政費の1,296万7,000円は、留置施設における感染防止、感染拡大防止対策として、高知東警察署に感染の疑いのある被留置者を物理的に隔離できる専用の居室を創設するための設備改修に要する経費です。

説明欄2、生活安全対策費の2,443万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大により事業中止が確定した東京オリンピック聖火リレーの警戒警備、第44回全国高等学校総合文化祭高知大会の警衛警備の2つの事業費について減額するものです。

説明欄3、交通警察費の150万2,000円は、検問等の飲酒取り締まりにおける感染予防対策として、アルコール感知器78台を整備する経費です。以上で補正予算説明書に基づく説明を終わります。

次に、令和元年度高知県一般会計事故繰越し繰越し使用報告に基づき御報告します。

事故繰越しとなったものは、総額124万3,000円で警察装備費です。事故繰越しとなった案件につきましては、アメリカで製造し、代理店を通して納品予定であったヘリコプターに装備している救助用ホイスの部品が、新型コロナウイルス感染症の影響により納入に日時を要したものです。ただ、部品につきましては既に6月15日に納品済みであります。以上で説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 そのアルコールの息を吹くのがだめで、1台2万円ぐらいの機械でアルコールを検知するとのことですが、精度は大丈夫ですか。

◎北村警務部参事官兼会計課長 精度といたしますか、警察官が飲酒取り締まりをする場合

におきましては、酒臭の有無がまず端緒でして、今までは、警察官が直接、運転手の息を吸うなどして確認をして、それで臭いということになれば検知するというものでした。

このコロナ感染症におきまして、顔を近づけるといことは、感染の防止につながらないので、アルコール感知器により反応させて、あと外観等でも確認をさせていただきますので大丈夫です。

◎**山崎交通部長** 1個5万円ぐらいのものもあるんですけども、今回要求しております2万円の分でも十分に能力はあると聞いております。予備的な検査ですので、それで数値を決定するものではございません。それで反応したら、本検査をやる流れになりますので、これで十分ということです。

◎**吉良委員** 濃度を調べるかと思いました。まずアルコールの臭いということですね。

◎**金岡委員** 先ほどのホイストについて、機材は来ているということですか。

◎**北村警務部参事官兼会計課長** ホイストの機材は6月15日に納入しております。

◎**金岡委員** 機材を取りつけるための技術者が来なければならないということですか。

◎**北村警務部参事官兼会計課長** 機材は航空隊の隊員で取りつけが出来ます。部品が5つあり、そのうち1つだけ来ていない状態でした。現在6月8日から8月7日までの予定でドックに入っておりますので、戻り次第、整備員が取りつけるということです。

◎**金岡委員** わかりました。

◎**横山委員長** 質疑を終わります。

以上で警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**横山委員長** 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**熊坂本部長** 警察本部からの報告事項について御説明いたします。警察本部生活安全部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の総会の開催経過等についてです。詳細につきましては生活安全部長から説明します。私からは以上です。

〈生活安全部〉

◎**横山委員長** 続いて審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎**原田生活安全部長** 令和2年度の審議会等の開催結果等について御説明しますので、警察本部説明資料の審議会等という赤色のインデックスを貼ったページをお開きください。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の理事会は令和2年5月12日に、総会は5月27日に開催される予定となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による理事会及び総会になりました。

書面による理事会は、高知県防犯協会岡崎誠也会長など、理事会構成員10名により、令和元年度事業報告及び収支決算、役員改選、総会における書面による議決権行使、総会決議文案について書面表決が行われ、5月18日、全議案が可決承認となっております。

また、書面による総会は、高知県防犯協会岡崎誠也会長など正会員16名により、令和元年度事業報告及び収支決算、令和2年度正会員の会費、令和2年度事業計画案及び収支予算案、役員改選、総会決議文案について書面表決が行われ、6月3日に全議案が可決承認となり、議案等に関する質疑事項はございませんでした。審議会等についての説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

《議会事務局》

◎横山委員長 次に、議会事務局について行います。それでは、議案について局長の説明を求めます。

◎行宗議会事務局長 議会事務局からは補正予算1件をお願いをしております。資料②補正予算の議案説明書4ページをお開きください。

議会費のうち、860万1,000円の減額補正をお願いをしております。内容といたしましては、5月の臨時会で6月分の議員報酬を3割削減する特例条例が議決、施行されたことを受け、今回不用となります報酬の額を減額補正をするものです。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局を終わります。

《採決》

◎横山委員長 これより採決を行います。

今回は議案数57件で、予算議案1件、条例その他議案56件であります。

それではこれより採決を行います。

第1号議案、令和2年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案、職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

◎横山委員長 次に、第3号議案、高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案、高知県税条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案、高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号議案、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 挙手多数であります。

よって、第6号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案から第61号議案までの51件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、以上51件の議案を一括採決します。

第11号議案、室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案から、第61号議案、中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案まで、以上51件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。

よって、第11号議案から第61号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

《請願》

◎横山委員長 次に、請願について審査を行います。

請第1号高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願についてを議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ小休にいたします。

（小休）

◎ さっき議論したので。

◎横山委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

第1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎横山委員長 挙手少数であります。

よって本請願は、不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎横山委員長 次に意見書を議題といたします。意見書案3件が提出されております。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書案が県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎横山委員長 御意見をどうぞ小休にします。

（小休）

◎ これは毎年出されていると思うんで。

◎横山委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、Go To キャンペーン事業の事務委託の透明性確保・適正化を求める意見書案が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御意見をどうぞ小休にします。

(小休)

◎ 不一致やね、これは。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書案が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御意見をどうぞ小休にします。

(小休)

◎ 我が党としては、少し無理です。

◎横山委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、6日月曜日の委員会は休会とし、7日火曜日の午後2時から委員長報告の取りまとめ等を行います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時46分閉会)